
第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画
策定に係るアンケート調査結果報告書

令和2年(2020年)3月

大 阪 府

目 次

▶1 調査の概要

(1) 調査目的	3
(2) 調査対象	3
(3) 調査期間	3
(4) 調査票配布数	3
(5) 調査方法〔配布・回収方法〕	3
(6) 有効回答数	3

▶2 調査の結果

(1) 本人及び家族の状況	5
①年齢	
②ひとり親家庭になってからの年数	
③寡婦になってからの年数	
④ひとり親家庭になった理由	
⑤家族構成等	
⑥子どもの就学・就労状況	
⑦子どもの扶養状況	
⑧子どもに希望する(していた)進路等	
⑨児童扶養手当の受給の有無	
⑩児童扶養手当の受給期間	
⑪児童扶養手当を受給していない理由	
⑫現在の扶養状況	
⑬本人の最終学歴	
(2) 就業及び資格・技能の状況	11
①ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事	
②ひとり親家庭になる前の職種、なった後の職種、現在の職種	
③現在の仕事の勤続年数	
④ひとり親になった際の転職の有無及び転職時に重視した項目	
⑤離職経験の有無とその理由	
⑥働いていない方が働きたい希望就業形態及び重視する項目	
⑦現在働いていない理由	
⑧現在働いている方の転職希望の有無、希望する就業形態及び重視する項目	
⑨求職または転職活動上の問題点	
⑩仕事を探す際に利用した情報源	
⑪就労等に関して希望する施策	
⑫今後取得したい資格・技能	

(3) 収入と養育費の状況	23
①世帯の収入の種類	
②年収(総収入)	
③年収(就労収入)	
④貸付制度の利用状況	
⑤ひとり親家庭の養育費の受給状況	
⑥ひとり親家庭の養育費の受給額	
⑦養育費を受け取っていない理由	
⑧養育費についての取り決め方法	
⑨取り決め時の専門家との相談	
⑩取り決めの遵守状況	
⑪取り決めが守られていないことに対する行動	
⑫面会交流についての取り決め	
⑬面会交流の実施状況	
⑭面会交流の頻度	
⑮面会交流と養育費の取り決めについて	
(4) 住居の状況	31
①ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい	
②一ヶ月の家賃	
③住居を探すときや入居のときの困りごと	
(5) 生活全般及び制度等の認知・利用状況	34
①本人の困りごと	
②子どものことでの困りごと	
③困ったことがあるときの相談先	
④施設や制度等の認知状況	
⑤施設や制度等の情報入手源	
⑥施設や制度等の利用に際して望むこと	
⑦自立や生活の安定のために望む支援策	
(6) 自由記載	40
調査結果のまとめ	41
アンケート調査票	45

1. 調査の概要

(1)調査目的 ひとり親家庭等をめぐるさまざまな状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や今後の施策の方向性を第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に位置づけるため。

(2)調査対象 大阪府内（政令市・中核市を除く）に居住するひとり親家庭等

(3)調査期間 令和元年8月1日～8月31日 【調査基準日:令和元年8月1日】

(4)調査票配布数 10,000部

(5)調査方法〔配布・回収方法〕

母子及び父子家庭 市町村児童扶養手当担当課を通じて配布・回収（9,000部）

寡婦 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会を通じて会員に配布（1,000部）

調査票の回収は、回答者が返信用封筒により同連合会へ郵送等

(6)有効回答数

全回収数は4,483部で、有効回答数は、4,262部、回収率は、42.6%でした。内訳は、母子家庭の母3,592部、父子家庭の父は160部、寡婦は510部となっている。（図表1）

なお、市町村別配布・回収状況については、（図表2）のとおりである。

（図表1）

	母子家庭の母	父子家庭の父	寡婦	合計
回答者(回収)数 (百分率)	3,592 (84.2%)	160 (3.8%)	510 (12.0%)	4,262 (100%)

(図表 2) 市町村別配布・回収状況 (有効回答数のみ)

市町村名	母子家庭		父子家庭		寡婦		合計		配布数	回収率
岸和田市	189	5.3%	18	11.3%	25	4.9%	232	5.4%	805	28.8%
池田市	84	2.3%	2	1.3%	14	2.7%	100	2.3%	239	41.8%
吹田市	203	5.7%	15	9.4%	60	11.8%	278	6.5%	864	32.2%
泉大津市	194	5.4%	2	1.3%	14	2.7%	210	4.9%	254	82.7%
貝塚市	219	6.1%	10	6.3%	24	4.7%	253	5.9%	330	76.7%
守口市	23	0.6%	1	0.6%	10	2.0%	34	0.8%	475	7.2%
茨木市	476	13.3%	14	8.8%	14	2.7%	504	11.8%	637	79.1%
泉佐野市	227	6.3%	14	8.8%	9	1.8%	250	5.9%	315	79.4%
富田林市	104	2.9%	1	0.6%	5	1.0%	110	2.6%	400	27.5%
河内長野市	264	7.3%	10	6.3%	18	3.5%	292	6.9%	309	94.5%
松原市	12	0.3%	0	0.0%	11	2.2%	23	0.5%	474	4.9%
大東市	114	3.2%	6	3.8%	10	2.0%	130	3.1%	444	29.3%
和泉市	123	3.4%	2	1.3%	10	2.0%	135	3.2%	596	22.7%
箕面市	96	2.7%	2	1.3%	30	5.9%	128	3.0%	318	40.3%
柏原市	28	0.8%	0	0.0%	16	3.1%	44	1.0%	215	20.5%
羽曳野市	87	2.4%	7	4.4%	16	3.1%	110	2.6%	407	27.0%
門真市	251	7.0%	9	5.6%	15	2.9%	275	6.5%	534	51.5%
摂津市	175	4.9%	10	6.3%	13	2.5%	198	4.6%	331	59.8%
高石市	143	4.0%	3	1.9%	6	1.2%	152	3.6%	186	81.7%
藤井寺市	3	0.1%	0	0.0%	17	3.3%	20	0.5%	251	8.0%
泉南市	133	3.7%	8	5.0%	30	5.9%	171	4.0%	232	73.7%
四條畷市	89	2.5%	5	3.1%	31	6.1%	125	2.9%	188	66.5%
交野市	31	0.9%	3	1.9%	10	2.0%	44	1.0%	206	21.4%
大阪狭山市	76	2.1%	3	1.9%	10	2.0%	89	2.1%	187	47.6%
阪南市	53	1.5%	7	4.4%	11	2.2%	71	1.7%	188	37.8%
島本町	5	0.1%	0	0.0%	13	2.5%	18	0.4%	75	24.0%
豊能町	13	0.4%	0	0.0%	3	0.6%	16	0.4%	29	55.2%
能勢町	4	0.1%	0	0.0%	2	0.4%	6	0.1%	27	22.2%
忠岡町	57	1.6%	1	0.6%	24	4.7%	82	1.9%	111	73.9%
熊取町	56	1.6%	2	1.3%	5	1.0%	63	1.5%	142	44.4%
田尻町	10	0.3%	0	0.0%	1	0.2%	11	0.3%	37	29.7%
岬町	33	0.9%	2	1.3%	6	1.2%	41	1.0%	48	85.4%
太子町	1	0.0%	1	0.6%	10	2.0%	12	0.3%	66	18.2%
河南町	8	0.2%	1	0.6%	13	2.5%	22	0.5%	52	42.3%
千早赤阪村	8	0.2%	1	0.6%	4	0.8%	13	0.3%	28	46.4%
合計	3,592		160		510		4,262		10,000	42.6%

※調査票配布数は、原則として各市町村における児童扶養手当受給者数に応じて比例按分

※按分の基礎とした平成31年3月末時点の児童扶養手当受給者数：母子 25,774 人、父子 1,182 人

2. 調査の結果

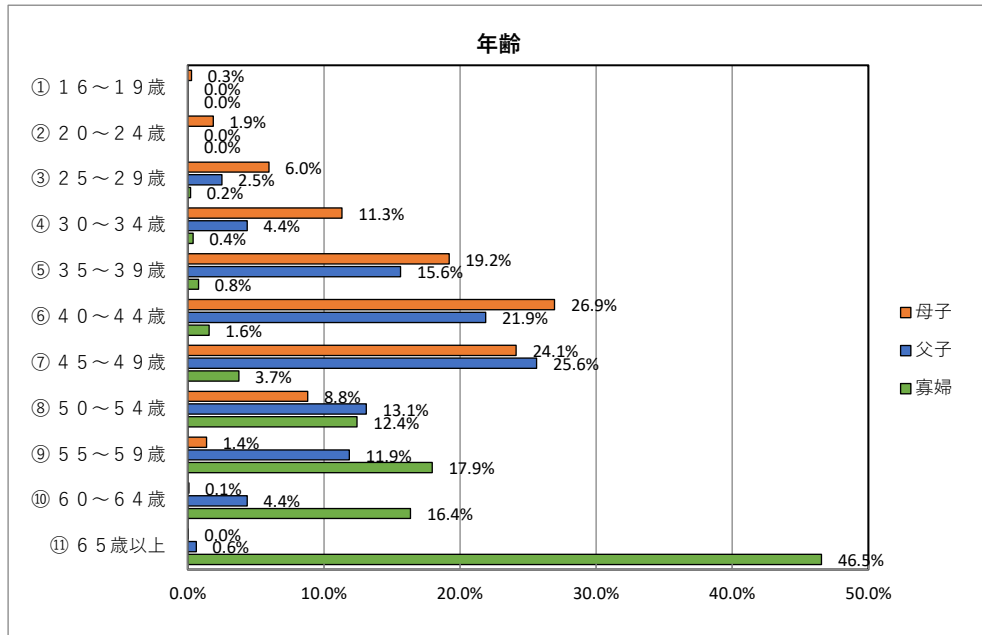
(1) 本人及び家族の状況

① 年齢【問1】

母子家庭の母では、「40～44歳」が全体の26.9%で最も多く、45歳未満では65.6%を占めている。年代では40歳代が51.0%、30歳代が30.5%、20歳代は7.9%となっている。

父子家庭の父では、「45～49歳」が全体の25.6%で最も多く、50歳未満では70.0%を占めている。

寡婦は、「65歳以上」が全体の46.5%を占めており、回答者の年齢は総じて高くなっている。(図表3)



回答数 母子:3,574件、父子:160件、寡婦:507件

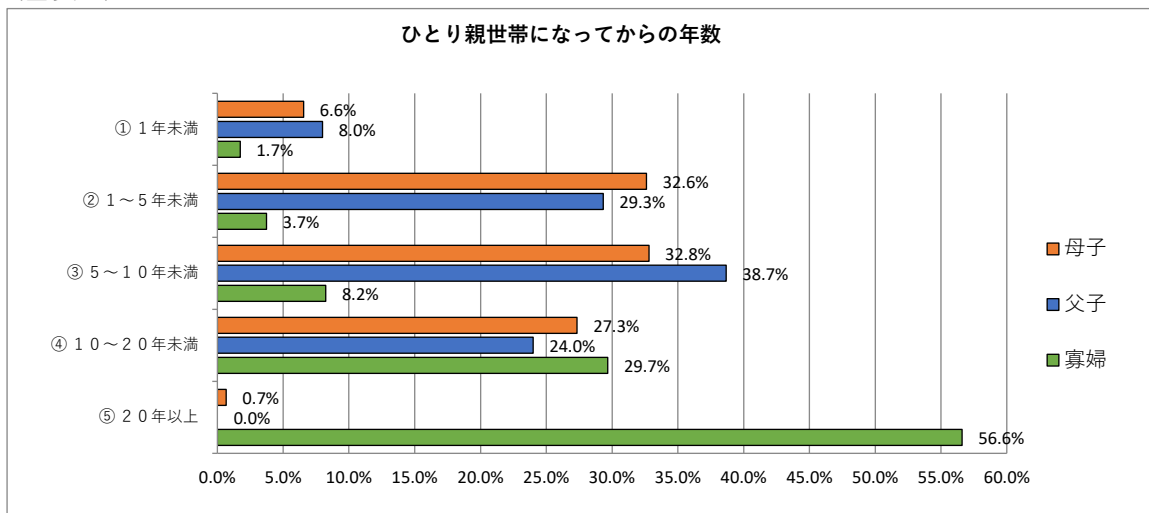
② ひとり親家庭になってからの年数【問2】

母子家庭では、5年未満が39.2%（うち1年未満は6.6%）を占め、「5～10年未満」が全体の32.8%、10年未満で見ると、全体の72.0%を占めている。

父子家庭では、「5～10年未満」が全体の38.7%を占め、5年未満が37.3%（うち1年未満は8.0%）を占め10年未満で見ると、全体の76.0%を占めている。

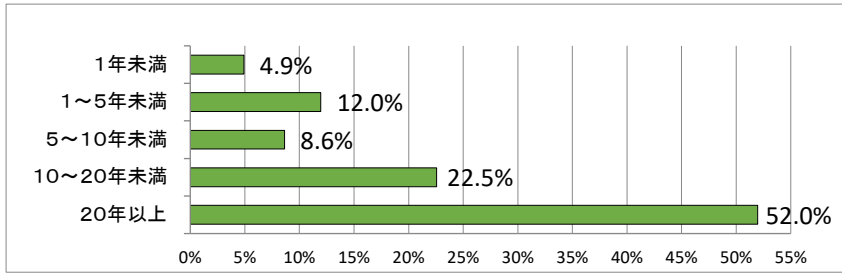
寡婦については、ひとり親になって「20年以上」が全体の56.6%を占めている。

(図表4)



回答数 母子:3,387件、父子:150件、寡婦:401件

- ③ 寡婦になってからの年数【問2】
 寡婦になって「20年以上」が、52.0%を占めている。
 (図表5)

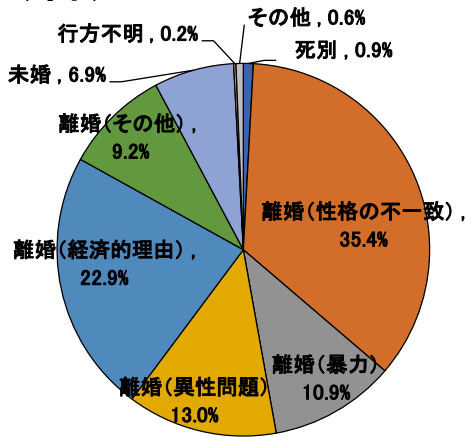


- ④ ひとり親家庭になった理由【問3】
 回答数 510件
 母子家庭では、「離婚」を理由とするものが全体の91.4%で最も多く、「死別」は0.9%と少なくなっている。父子家庭でも、「離婚」を理由とするものが全体の88.1%で最も多く、「死別」は10.1%になっている。寡婦の場合は、「離婚」が全体の50.1%で最も多く、「死別」は47.5%となっている。

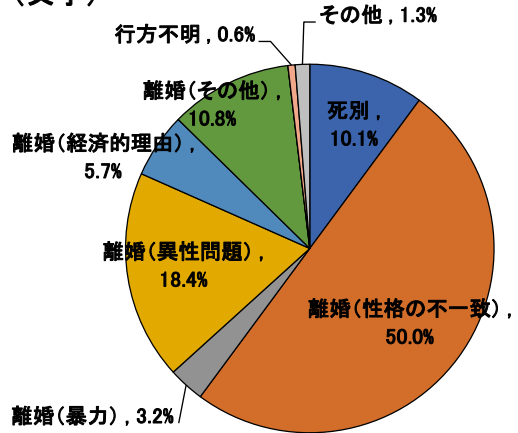
また、母子家庭の離婚の原因をみると、「性格の不一致」38.7%、「経済的理由」25.0%、「異性問題」14.3%と続き、「暴力」によるものも11.9%の回答があった。父子家庭の離婚の原因では、「性格の不一致」が56.8%と半数以上を占めている。次いで「異性問題」が20.9%となっている。

※下線の比率は原因を離婚によるものを母数として算出(図表9「離婚の原因」参照)

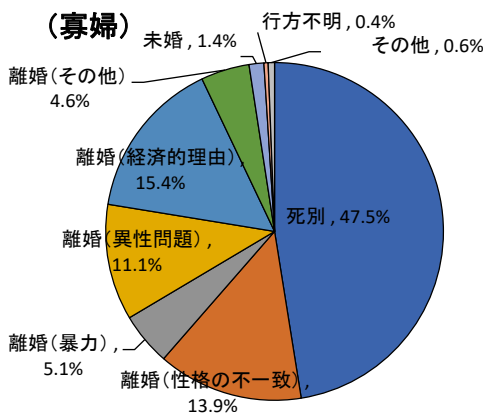
(図表6)
 (母子)



(図表7)
 (父子)



(図表8)



(図表9)

離婚の原因

	母子家庭		父子家庭		寡婦	
性格の不一致	1233	38.7%	79	56.8%	69	27.8%
暴力	380	11.9%	5	3.6%	25	10.1%
異性問題	454	14.3%	29	20.9%	55	22.2%
経済的理由	796	25.0%	9	6.5%	76	30.6%
その他	319	10.0%	17	12.2%	23	9.3%
合計回答数	3182	100.0%	139	100.0%	248	100.0%

(図表10) 前回調査との比較

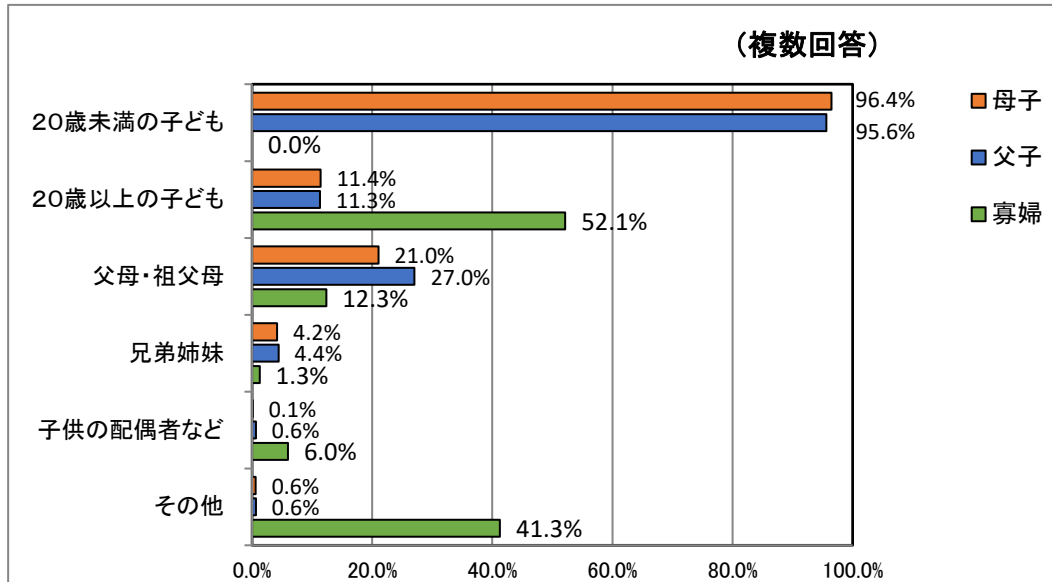
	H26調査			R1調査		
	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦
死別	1.3%	13.7%	62.4%	0.9%	10.1%	47.5%
離婚(性格の不一致)	30.2%	39.4%	8.0%	35.4%	50.0%	13.9%
離婚(暴力)	12.6%	1.7%	5.2%	10.9%	3.2%	5.1%
離婚(異性問題)	13.7%	18.9%	8.0%	13.0%	18.4%	11.1%
離婚(経済的理由)	24.4%	8.3%	9.4%	22.9%	5.7%	15.4%
離婚(その他)	9.5%	15.4%	5.2%	9.2%	10.8%	4.6%
未婚	7.0%	1.1%	0.6%	6.9%	0.0%	1.4%
行方不明	0.6%	0.6%	0.6%	0.2%	0.6%	0.4%
その他	0.7%	0.9%	0.6%	0.6%	1.3%	0.6%

⑤ 家族構成等【問4】

母子家庭の家族構成は、96.4%が「20歳未満の子ども」と同居しており、父母・祖父母との同居率は、21.0%となっている。

父子家庭の家族構成は、95.6%が「20歳未満の子ども」と同居しており、父母・祖父母との同居率は、27.0%となっている。（複数回答あり）

（図表 11）



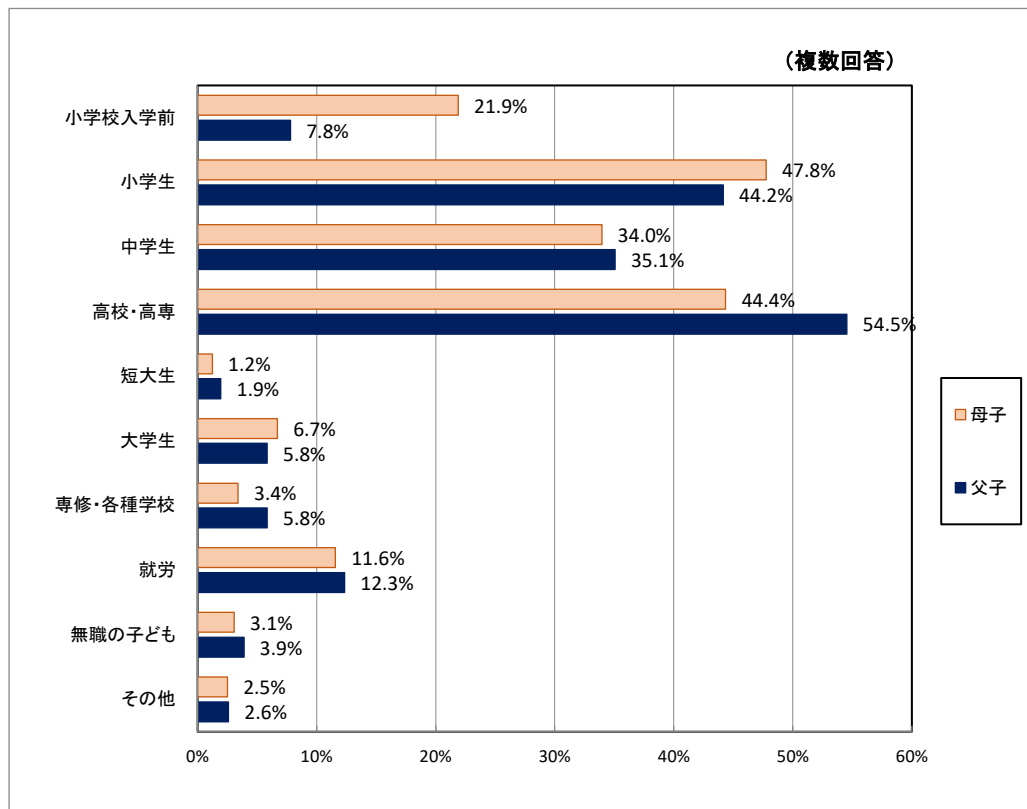
回答数 母子:3,549人、父子:159人、寡婦:470人

⑥ 子どもの就学・就労状況【問4-2】

母子家庭の47.8%が、「小学生」の子どもと一緒に住んでいる。

父子家庭の54.5%が、「高校・高専」の子どもと一緒に住んでいる。（複数回答あり）

（図表 12）



回答者数 母子:3,404人、父子:154人

⑦ 子どもの扶養状況【問 4-2】

母子家庭、父子家庭ともに、第1子および第2子の子どもを扶養している方が半数以上いる。
 (図表 13)

	扶養状況	母子	父子	寡婦	合計
第1子	扶養している	2,930	128	69	3,127
	扶養していない	213	11	159	383
第2子	扶養している	1,742	74	38	1,854
	扶養していない	71	2	98	171
第3子	扶養している	543	21	15	579
	扶養していない	11	0	26	37
第4子	扶養している	122	4	0	126
	扶養していない	2	0	6	8
第5子	扶養している	27	1	0	28
	扶養していない	0	0	2	2

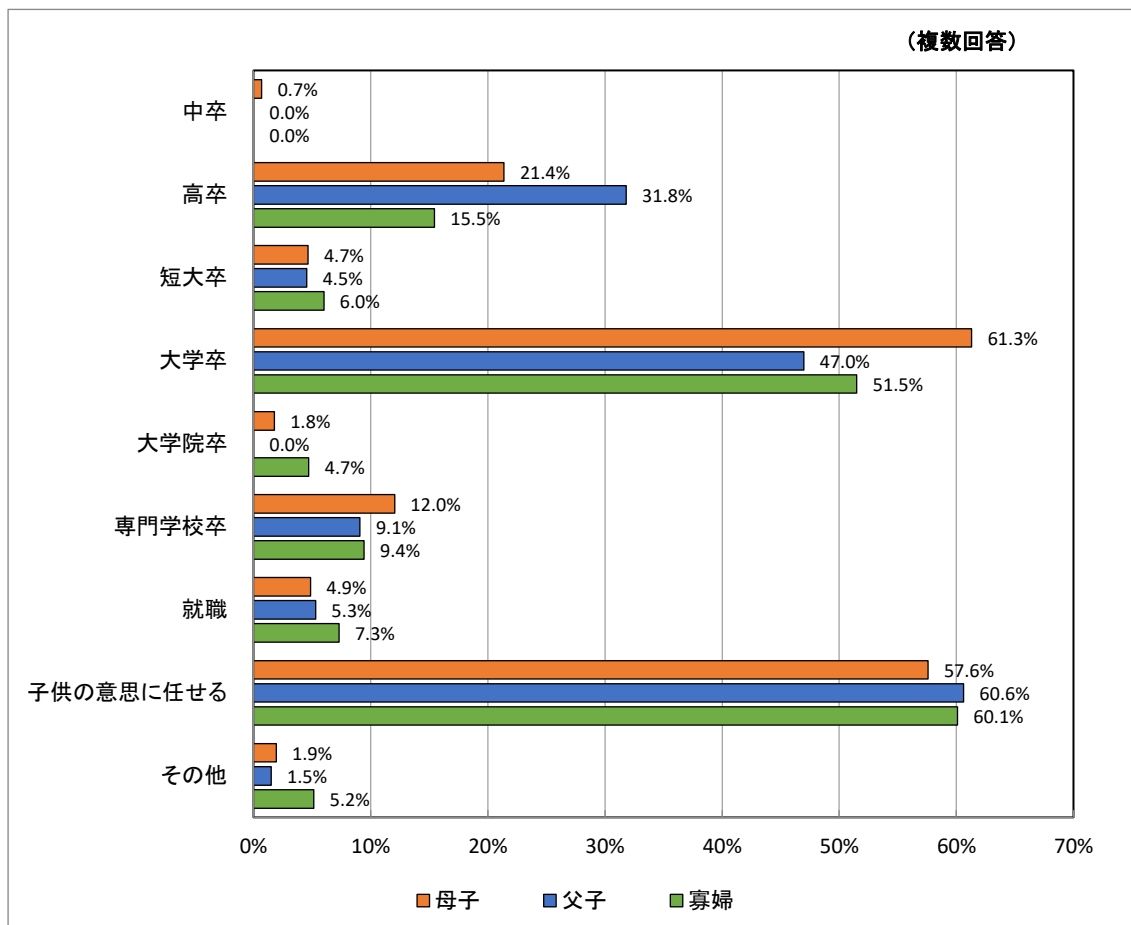
回答者数 母子:3,143人、父子:139人、寡婦:228人

⑧ 子どもに希望する(していた)進路等【問 4-2】

子どもの進路について、母子家庭では、「大学卒業を希望」(61.3%)、「子どもの意思に任せる」(57.6%)の回答が多い。

父子家庭では、「子どもの意思に任せる」(60.6%)、「大学卒業を希望」(47.0%)の回答が多い。(複数回答あり)

(図表 14)

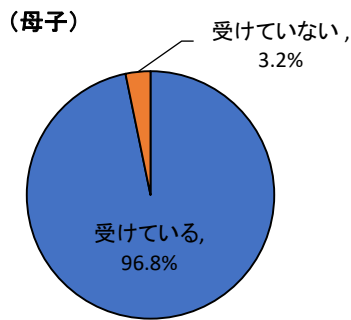


回答者数 母子:3,137人、父子:132人、寡婦:233人

⑨ 児童扶養手当の受給の有無【問5】

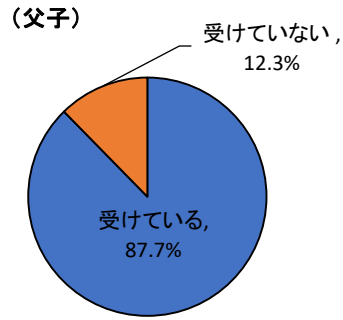
児童扶養手当については、母子家庭で96.8%、父子家庭で87.7%が受給している。

(図表 15)



回答数 3,487 件

(図表 16)



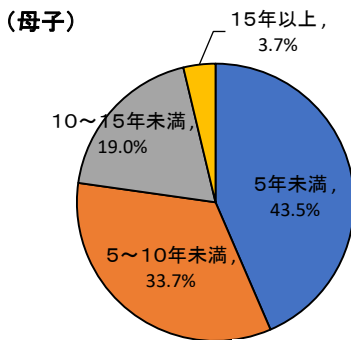
回答数 154 件

⑩ 児童扶養手当の受給期間【問5】

母子家庭では、受給期間は「5年未満」が全体の43.5%で最も多く、次いで「5～10年未満」が33.7%、10年未満でみると、全体の77.2%となっている。

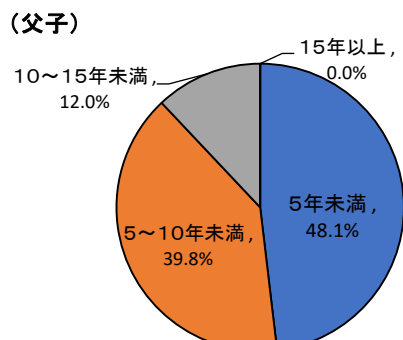
父子家庭では、平成22年から制度適用されたため、「5年未満」が全体の48.1%で最も多く、次いで「5～10年未満」が39.8%、10年未満でみると、全体の87.9%となっている。

(図表 17)



回答数 3,374 件

(図表 18)



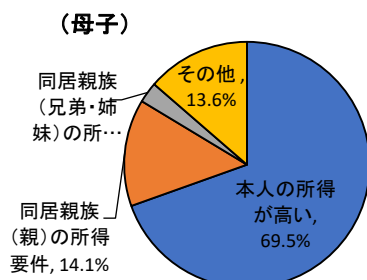
回答数 133 件

⑪ 児童扶養手当を受給していない理由【問5-2】

本人所得が高いため受給していないというのが、母子家庭(69.5%)、父子家庭(76.0%)と、ともに一番回答が多かった。

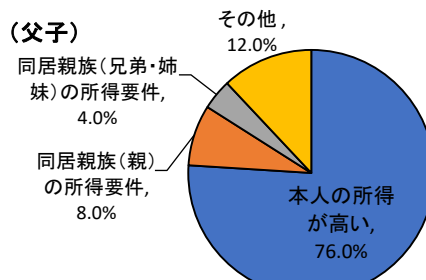
同居親族等の所得要件により児童扶養手当を受給されていない方の内訳をみると、母子家庭では16.8%、父子家庭では12.0%となっている。

(図表 19)



回答数 220 件

(図表 20)



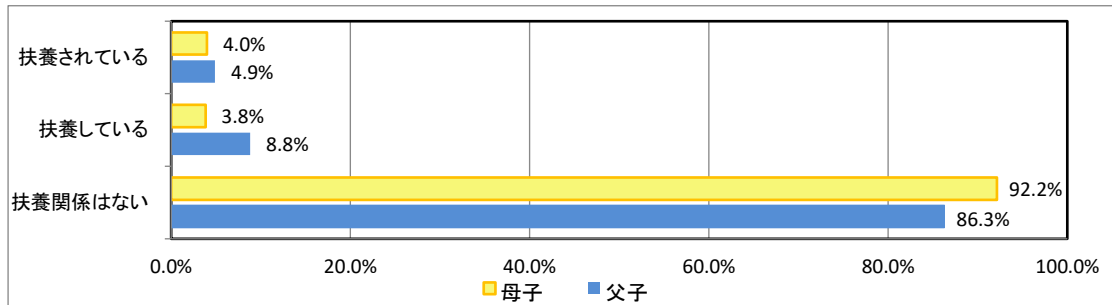
回答数 25 件

⑫ 現在の扶養状況【問5-3】

母子家庭の母が、他の同居家族に扶養されているのは4.0%となっている。

父子家庭の父が、他の同居家族に扶養されているのは4.9%となっている。

(図表 21)

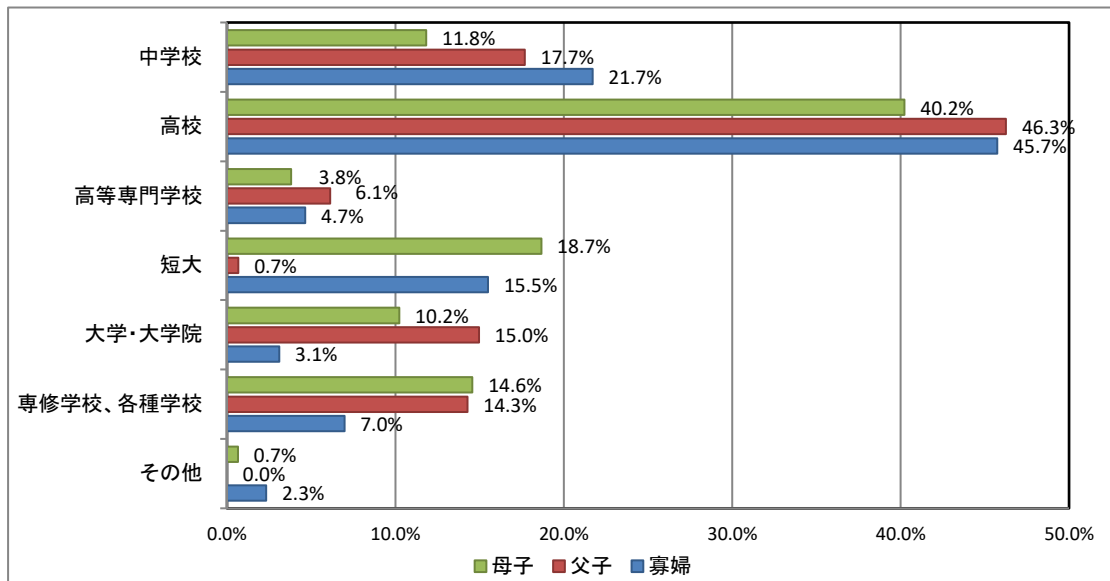


⑬ 本人の最終学歴【問6】

母子家庭の母の最終学歴は、「高校」が最も多く40.2%となっている。

父子家庭の父の最終学歴も、「高校」が最も多く46.3%となっている。

(図表 22)



回答者数 母子:3,204人、父子:147人、寡婦:129人

(2) 就業及び資格・技能の状況

① ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事【問7】

母子家庭になる前の仕事として、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の45.8%で最も多く、次いで「働いていない」が25.6%、「正職員・正規職員」が18.0%となっている。

母子家庭になった後には、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の58.7%、「正職員・正規職員」が25.7%と増えている。「働いていない」は4.0%で、母子家庭になる前と比べて大幅に減少している。

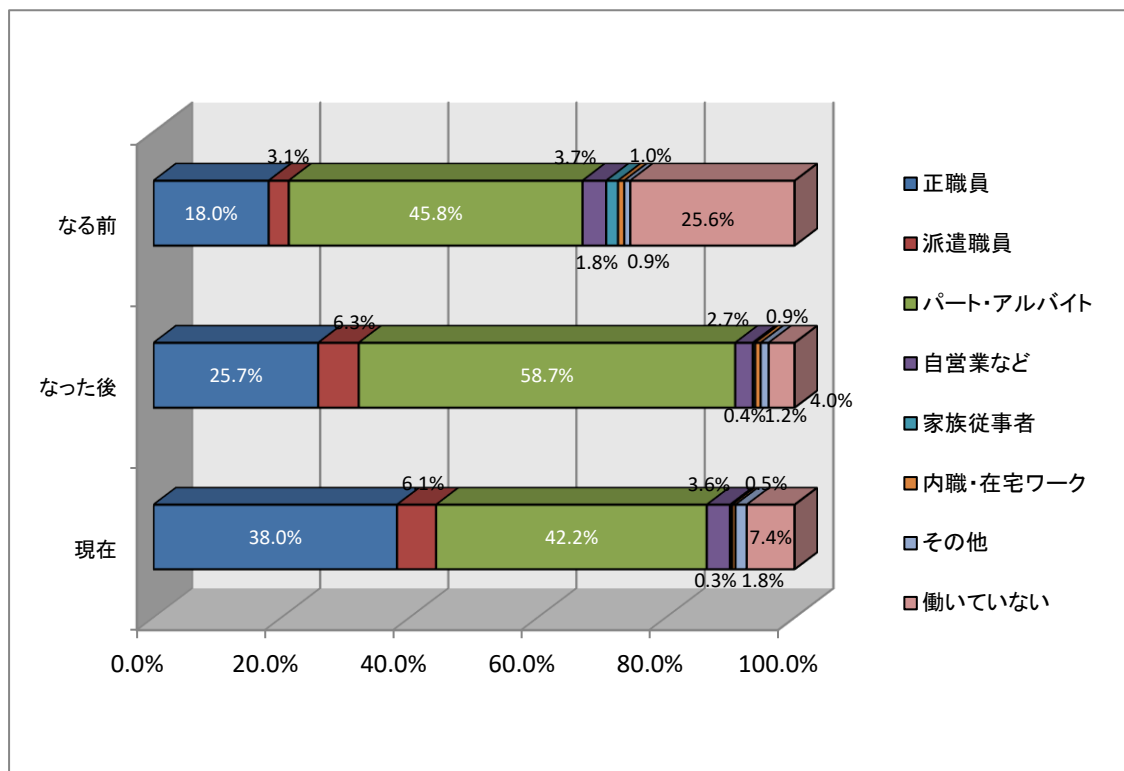
現在の仕事では、「パート・アルバイト・臨時職員等」(42.2%)、「正職員・正規職員」(38.0%)、「働いていない」(7.4%)となっており、仕事の変化をみると、「パート・アルバイト・臨時職員等」が母子家庭になった後に増加しているが、現在の状況では減少して、「正職員・正規職員」が増加している。

父子家庭の父の仕事の変化をみると、父子家庭になった後には、「正職員・正規職員」が一定減少し、「パート・アルバイト・臨時職員等」が増加しているが、現在の仕事では、「正職員・正規職員」が49.6%で最も多く、母子家庭より高い値となっている。

父子家庭の場合は、父子家庭になった後は「正職員・正規職員」でなくなるなど、子育てと仕事の両立が一時的に困難になっていることが伺える。

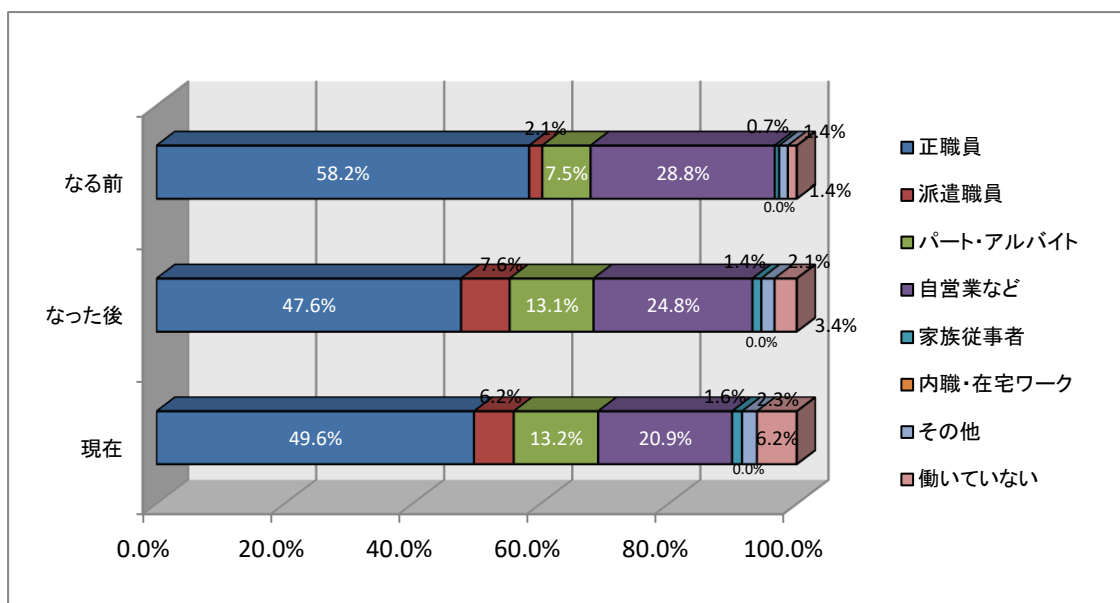
寡婦は、ひとり親家庭となった後から、働く方が増えるが、現在の仕事で見ると、「働いていない」という回答が多くなっている。

(図表 23) 仕事の変化 (母子)



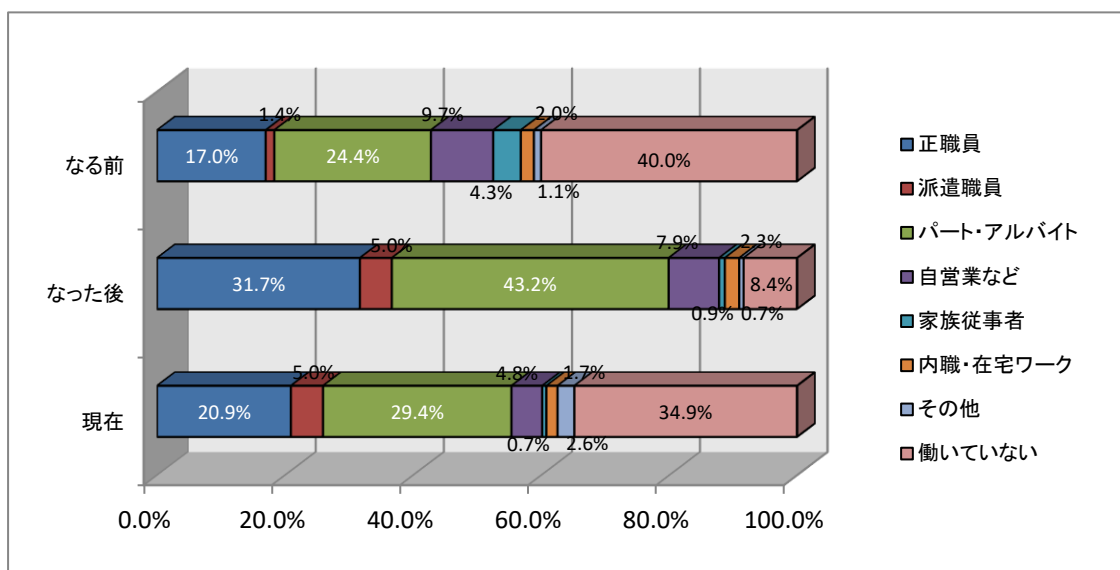
回答数 なる前:3,398件、なった後:3,374件、現在:3,175件

(図表 24) 仕事の変化 (父子)



回答数 なる前:146件、なった後:145件、現在:129件

(図表 25) 仕事の変化 (寡婦)



回答数 なる前:441件、なった後:441件、現在:456件

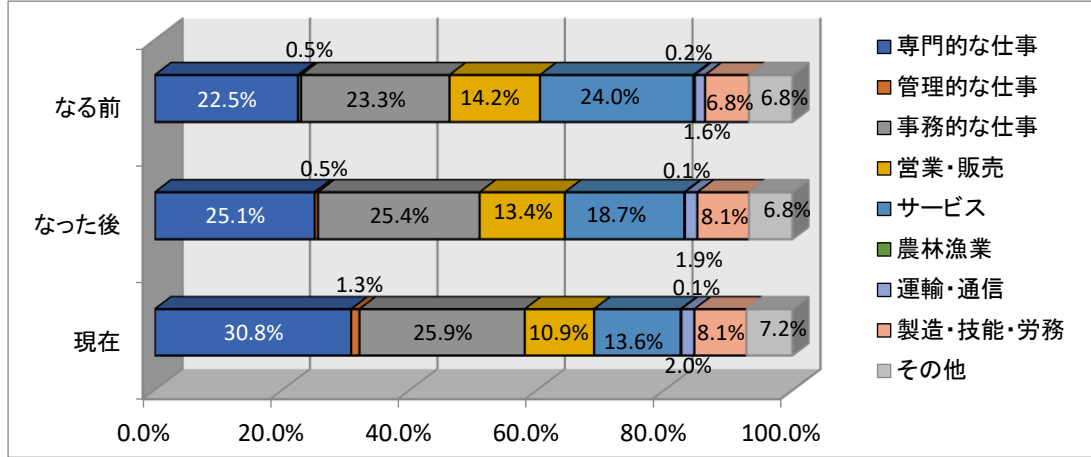
(図表 26) 現在の就業形態の変遷 (前回調査との比較)

	H26年調査			R元年調査		
	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦
正職員	32.0%	45.3%	17.1%	38.0%	49.6%	20.9%
派遣職員	5.3%	3.2%	1.5%	6.1%	6.2%	5.0%
パート・アルバイト	46.0%	10.5%	24.4%	42.2%	13.2%	29.4%
自営業など	2.7%	26.3%	6.7%	3.6%	20.9%	4.8%
家事従事者	0.6%	0.7%	1.5%	0.3%	1.6%	0.7%
内職・在宅ワーク	0.7%	0.4%	1.9%	0.5%	0.0%	1.7%
その他	2.3%	3.1%	4.6%	1.8%	2.3%	2.6%
働いていない	10.4%	10.5%	42.3%	7.4%	6.2%	34.9%

② ひとり親家庭になる前の職種、なった後の職種、現在の職種【問7】

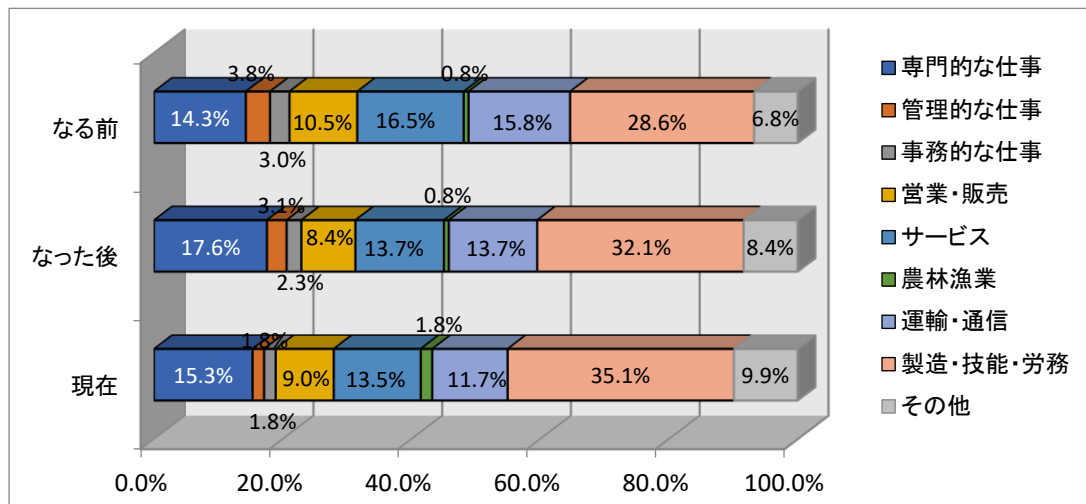
母子家庭では、経年とともに、「専門的な仕事」と「事務的な仕事」が増加し、「サービス業」が減少傾向にある。現在の職種では、「専門的な仕事」（30.8%）が最も多く、次いで、「事務的な仕事」（25.9%）となっている。父子家庭については、職種の变化は顕著に現れていない。寡婦では、経年とともに「事務的な仕事」が増加し、「営業・販売」が減少している。

(図表 27) 職種の变化 (母子)



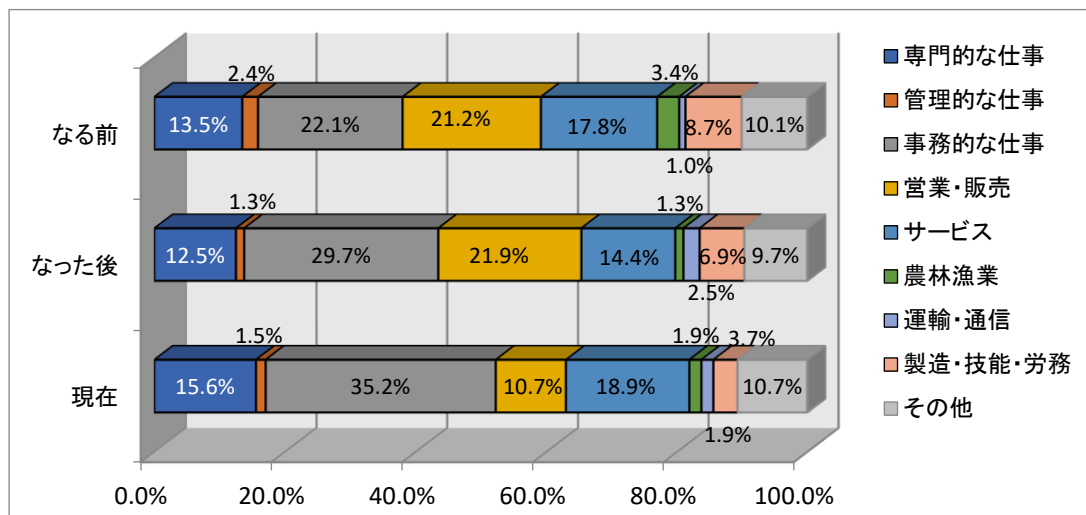
回答数 なる前:2,280件、なった後:2,887件、現在:2,695件

(図表 28) 職種の变化 (父子)



回答数 なる前:133件、なった後:131件、現在:111件

(図表 29) 職種の变化 (寡婦)



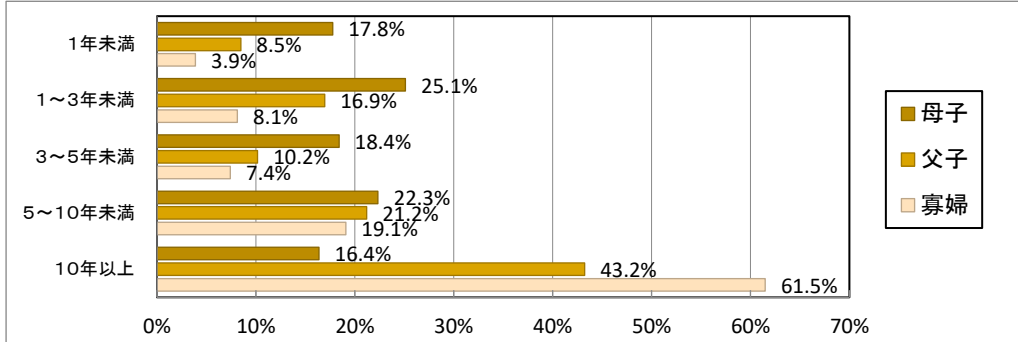
回答数 なる前:208件、なった後:320件、現在:270件

③ 現在の仕事の勤続年数【問 7-2】

母子家庭では、「1～3年未満」（25.1%）が最も多く、半数近くが3年未満となっている。

父子家庭及び寡婦では、「10年以上」（父子家庭 43.2%、寡婦 61.5%）が多く、母子家庭に比べて雇用が継続し、安定している状況が伺える。

（図表 30）

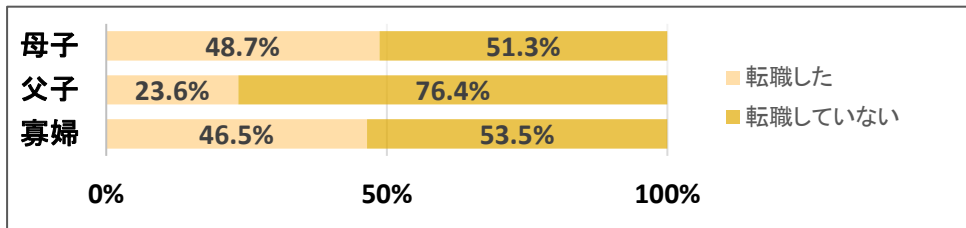


回答数 母子:2,918件、父子:118件、寡婦:283件

④ ひとり親になった際の転職の有無及び転職時に重視した項目【問 7-3、問 7-4】

ひとり親となったことによる転職の有無について、「転職した」が、母子家庭の母では 48.7%、父子家庭の父では 23.6%、寡婦では 46.5%となっている。

（図表 31） 転職の有無



回答数 母子:2,962件 父子:140件、寡婦:284件

転職時に重視した項目は、母子家庭の母では、「時給・給与が高い」が 96.3%（うち大変重要（65.7%））、次いで「時間に融通が利く」が 95.3%（うち、大変重要（67.6%））、「自宅から近い」が 92.7%（うち、大変重要（58.2%））となっている。

また、父子家庭の父では、「自宅から近い」が 85.1%（うち、大変重要（44.4%））を占め、次いで「時間に融通が利く」が 83.3%（うち、大変重要（63.3%））、「時給・給与が高い」が 75.8%（うち、大変重要（44.8%））と続いている。

寡婦については、「時給・給与が高い」が 99.2%（うち、大変重要（77.8%））と一番多くなっている。

（図表 32）

母子家庭

	大変重要	重要	重要ではない	全く重要ではない	合計回答数
時給・給与が高い	843 65.7%	393 30.6%	42 3.3%	6 0.5%	1,284
正規の職員になれる	589 47.9%	387 31.5%	209 17.0%	44 3.6%	1,229
保育に関する支援が充実	231 20.8%	415 37.5%	350 31.6%	112 10.1%	1,108
資格・技能を活かせる	289 25.2%	425 37.0%	352 30.6%	83 7.2%	1,149
時間に融通が利く	872 67.6%	357 27.7%	53 4.1%	7 0.5%	1,289
自宅から近い	745 58.2%	442 34.5%	81 6.3%	12 0.9%	1,280
人間関係が良い	587 47.9%	532 43.4%	87 7.1%	20 1.6%	1,226

(図表 33)

父子家庭

	大変重要	重要	重要ではない	全く重要ではない	合計回答数
時給・給与が高い	13 44.8%	9 31.0%	6 20.7%	1 3.4%	29
正規の職員になれる	11 39.3%	8 28.6%	7 25.0%	2 7.1%	28
保育に関する支援が充実	1 3.7%	10 37.0%	12 44.4%	4 14.8%	27
資格・技能を活かせる	6 20.7%	8 27.6%	11 37.9%	4 13.8%	29
時間に融通が利く	19 63.3%	6 20.0%	5 16.7%	0	30
自宅から近い	12 44.4%	11 40.7%	4 14.8%	0	27
人間関係が良い	7 25.9%	12 44.4%	7 25.9%	1 3.7%	27

(図表 34)

寡婦

	大変重要	重要	重要ではない	全く重要ではない	合計回答数
時給・給与が高い	91 77.8%	25 21.4%	1 0.9%	0	117
正規の職員になれる	83 71.6%	23 19.8%	8 6.9%	2 1.7%	116
保育に関する支援が充実	23 21.9%	32 30.5%	33 31.4%	17 16.2%	105
資格・技能を活かせる	33 29.7%	32 28.8%	38 34.2%	8 7.2%	111
時間に融通が利く	57 50.0%	48 42.1%	5 4.4%	4 3.5%	114
自宅から近い	67 56.8%	45 38.1%	6 5.1%	0	118
人間関係が良い	47 42.0%	56 50.0%	8 7.1%	1 0.9%	112

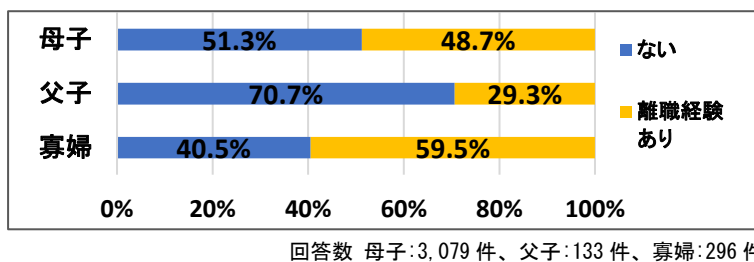
⑤ 離職経験の有無とその理由【問 7-5、問 7-6】

ひとり親になってから現在（令和元年 8 月）までの間に離職した経験のある方は、母子家庭では 48.7%、父子家庭では 29.3%、寡婦では 59.5%となっている。

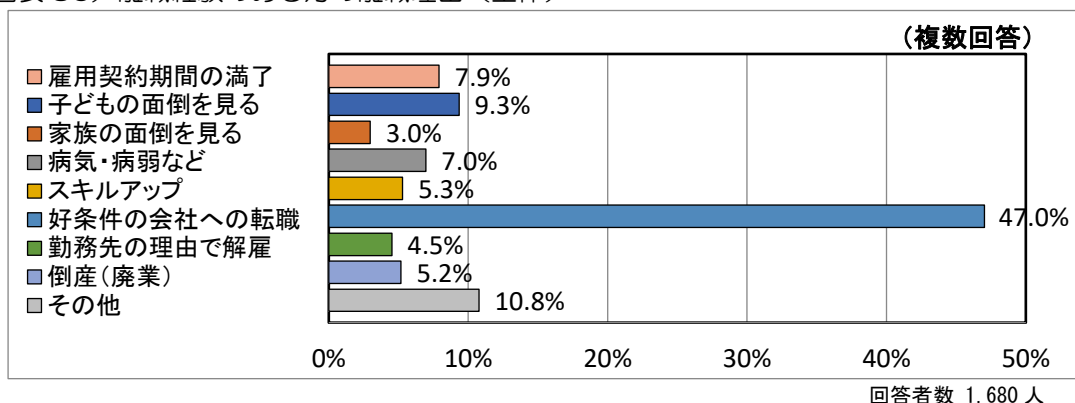
離職経験がある方のうち、その理由として最も多かったものが「好条件の会社への転職」（47.0%）であり、次いで、「その他」（10.8%）、「子どもの面倒を見る」（9.3%）となっている。

また、「勤務先の理由で解雇された」、「勤務先が倒産（廃業）した」が合わせて 9.7%となっている。

(図表 35) 離職経験の有無（母子、父子、寡婦別）



(図表 36) 離職経験のある方の離職理由（全体）



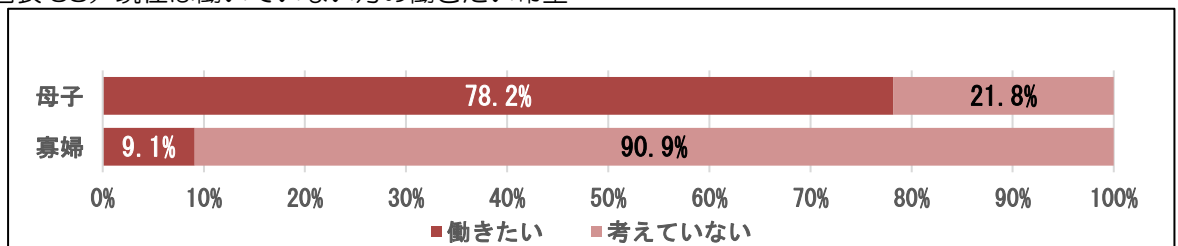
(図表 37) 離職経験のある方の離職理由（母子、父子、寡婦別）

	母子		父子		寡婦	
雇用契約期間の満了	106	7.2%	4	10.5%	23	13.2%
子どもの面倒を見る	144	9.8%	6	15.8%	7	4.0%
家族の面倒を見る	37	2.5%			13	7.5%
病気・病弱など	99	6.7%	5	13.2%	13	7.5%
スキルアップ	86	5.9%	1	2.6%	2	1.1%
好条件の会社への転職	710	48.4%	6	15.8%	74	42.5%
勤務先の理由で解雇	62	4.2%	6	15.8%	8	4.6%
倒産(廃業)	60	4.1%	6	15.8%	21	12.1%
その他	164	11.2%	4	10.5%	13	7.5%
合計(人)	1468		38		174	

⑥ 働いていない方が働きたい希望就業形態及び重視する項目【問 8、問 8-2】

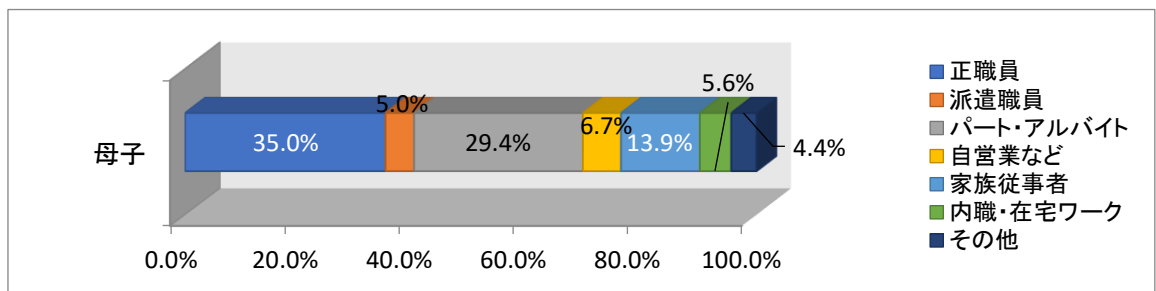
現在、働いていない方で、働くことを希望する母子家庭の母は 78.2%で、その就業形態は、「正職員・正規職員」が 35.0%を占め、次いで「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の 29.4%となっている。重視する項目（「大変重要」と「重要」の合計）をみると、「正職員・正規職員」を希望する方では、「時給・給与が高い」（100.0%）、次いで「時間に融通が利く」（93.3%）、「正規の職員・従業員になれる」（95.8%）、「人間関係が良い」（95.7%）と続いています。「パート・アルバイト・臨時職員等」を希望する方では、「時間に融通が利く」「自宅から近い」が同率 100%と最も多く、次いで「人間関係など職場の雰囲気がよい」（96.9%）、「時給・給与が高い」（96.6%）と続いている。

(図表 38) 現在は働いていない方の働きたい希望



回答数 母子:225 件、寡婦:121 件

(図表 39) 希望する就業形態（母子）



回答数 180 件

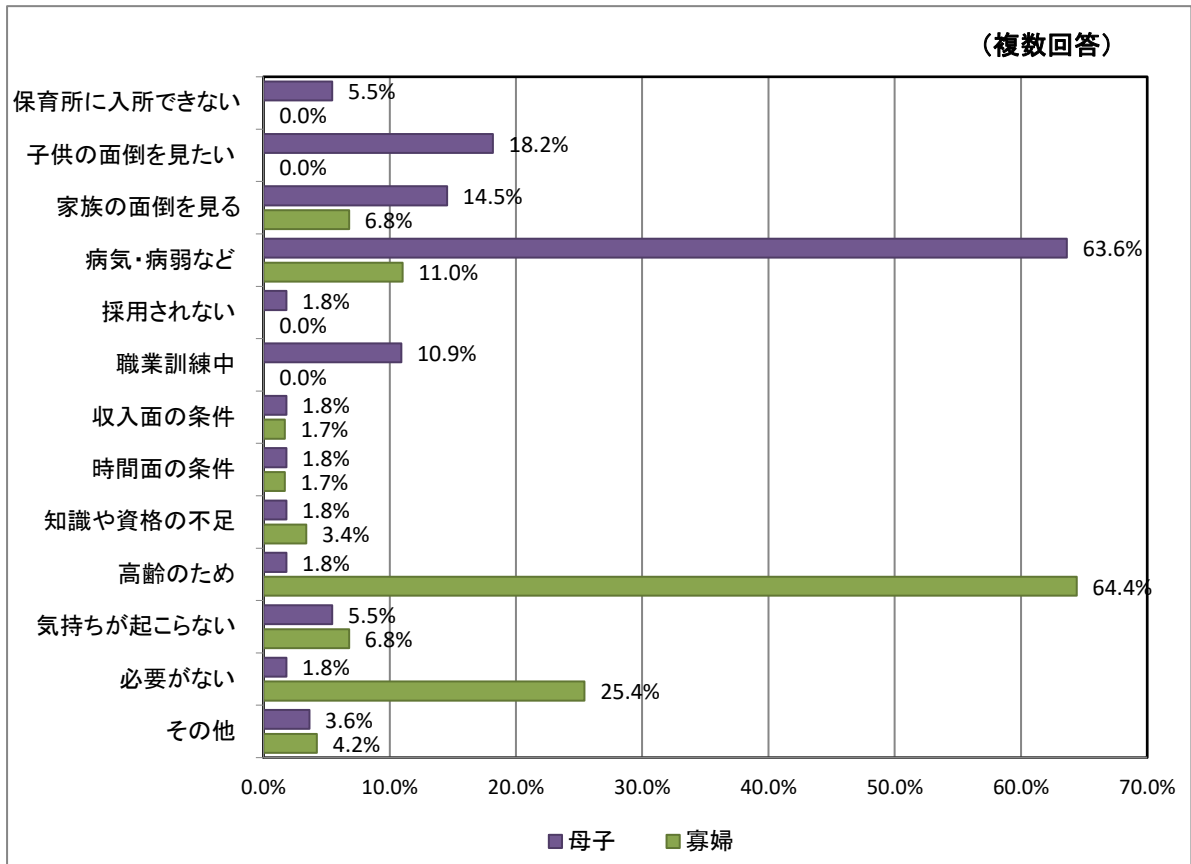
(図表 40) 希望する就業形態の理由（母子）

	正規の職員・従業員		パート・アルバイト・派遣職員等	
	大変重要	重要	大変重要	重要
時給・給与が高い	54.2%	45.8%	33.3%	63.3%
正規の職員になれる	53.2%	42.6%	10.0%	43.3%
保育に関する支援が充実	28.9%	22.2%	17.2%	27.6%
資格・技能を活かせる	32.6%	37.0%	13.8%	34.5%
時間に融通が利く	68.9%	24.4%	75.8%	24.2%
自宅から近い	47.9%	45.8%	64.5%	35.5%
人間関係が良い	55.3%	40.4%	62.5%	34.4%

⑦ 現在働いていない理由【問 8-4】

現在、働いておらず、今後も働くことを考えていない方の理由は、母子家庭の母では「病気・病弱など」が63.6%と最も多く、次いで、「子どもの面倒を見たい」（18.2%）となっている。
（複数回答あり）

（図表 41）



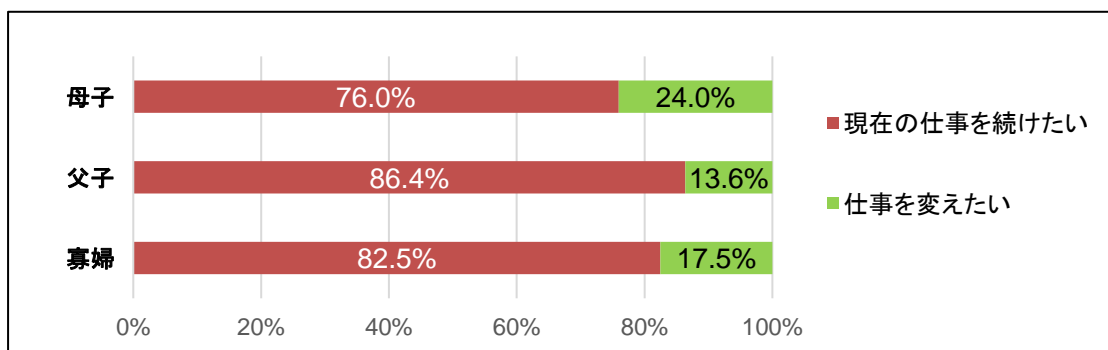
回答数 母子:73件、寡婦:148件

⑧ 現在働いている方の転職希望の有無、希望する就業形態及び重視する項目

【問 9、問 9-2、問 9-3】

現在、働いている方のうち、転職を希望する母子家庭の母は 24.0%で、その就業形態は、「正職員・正規職員」が全体の 65.0%を占め、次いで「パート・アルバイト・臨時職員等」が 14.7%となっている。重視する項目（「大変重要」と「重要」の合計）をみると、「正職員・正規職員」を希望する方では、「時給・給与が高い（99.4%）が最も多く、次いで「正規の職員・従業員になれる」（96.5%）、「人間関係が良い」（94.8%）、「時間に融通が利く」（94.3%）、「自宅から近い」（92.1%）となっている。

（図表 42） 転職希望の有無



回答数 母子:2,934件、父子:125件、寡婦:274件

(図表 43) 希望する就業形態

	母子		父子		寡婦	
正職員	372	65.0%	5	50.0%	34	79.1%
派遣職員	32	5.6%		0.0%	2	4.7%
パート・アルバイト	84	14.7%		0.0%	2	4.7%
自営業など	24	4.2%	1	10.0%	1	2.3%
家族従事者	27	4.7%	1	10.0%	3	7.0%
内職・在宅ワーク	12	2.1%		0.0%		0.0%
その他	21	3.7%	3	30.0%	1	2.3%
合計	572	100.0%	10	100.0%	43	100.0%

(図表 44)

(母子)	大変重要		重要		重要ではない		全く重要ではない	
時給	576	75.0%	184	24.0%	7	0.9%	1	0.1%
正職員	460	62.8%	198	27.0%	67	9.2%	7	1.0%
支援が充実	163	25.4%	201	31.4%	188	29.3%	89	13.9%
資格が活かせる	201	30.2%	216	32.4%	204	30.6%	45	6.8%
時間に融通が利く	502	69.0%	190	26.1%	35	4.8%	1	0.1%
自宅から近い	384	52.2%	299	40.7%	49	6.7%	3	0.4%
人間関係が良い	467	63.3%	233	31.6%	28	3.8%	10	1.4%

(図表 45)

(父子)	大変重要		重要		重要ではない		全く重要ではない	
時給	12	63.2%	6	31.6%	1	5.3%		
正職員	11	55.0%	6	30.0%	2	10.0%	1	5.0%
支援が充実	5	29.4%	4	23.5%	6	35.3%	2	11.8%
資格が活かせる	7	41.2%	4	23.5%	5	29.4%	1	5.9%
時間に融通が利く	12	66.7%	3	16.7%	3	16.7%		
自宅から近い	12	63.2%	3	15.8%	4	21.1%		
人間関係が良い	12	63.2%	5	26.3%	2	10.5%		

(図表 46)

(寡婦)	大変重要		重要		重要ではない		全く重要ではない	
時給	43	75.4%	13	22.8%	1	1.8%		
正職員	30	55.6%	11	20.4%	12	22.2%	1	1.9%
支援が充実	3	6.8%	6	13.6%	19	43.2%	16	36.4%
資格が活かせる	10	20.8%	16	33.3%	14	29.2%	8	16.7%
時間に融通が利く	26	48.1%	20	37.0%	1	1.9%	7	13.0%
自宅から近い	26	49.1%	23	43.4%	4	7.5%		
人間関係が良い	31	60.8%	20	39.2%				

(図表 47) 正規の職員（正職員）に転職を希望する理由

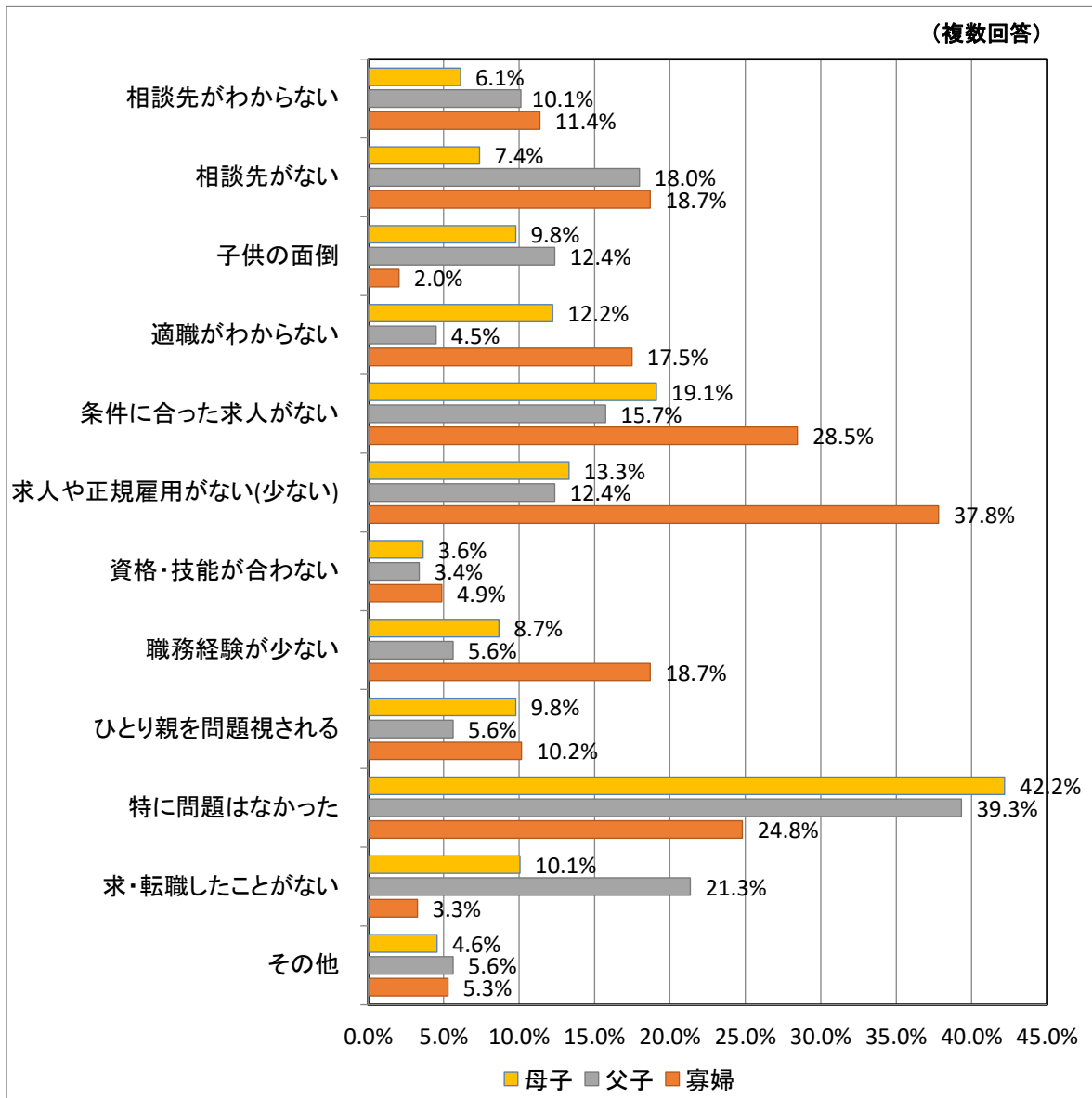
希望する就業形態 (正規の職員・従業員)	母子家庭	
	大変重要	重要
時給・給与が高い	76.0%	23.4%
正規の職員になれる	71.8%	24.7%
保育に関する支援が充実	25.3%	32.3%
資格・技能が活かせる	32.8%	33.1%
時間に融通が利く	64.4%	29.9%
自宅から近い	44.7%	47.4%
人間関係が良い	59.0%	35.8%

⑨ 求職または転職活動上の問題点【問 10】

母子家庭や父子家庭では「特に問題はなかった」という回答が最も多く、母子家庭（42.2%）、父子家庭（39.3%）となっている。

寡婦では、「求人や正規雇用がない」（37.8%）、「条件に合った求人がない」（28.5%）、との回答が多い。

(図表 48)



回答者数 母子:2,586人、父子:89人、寡婦:246人

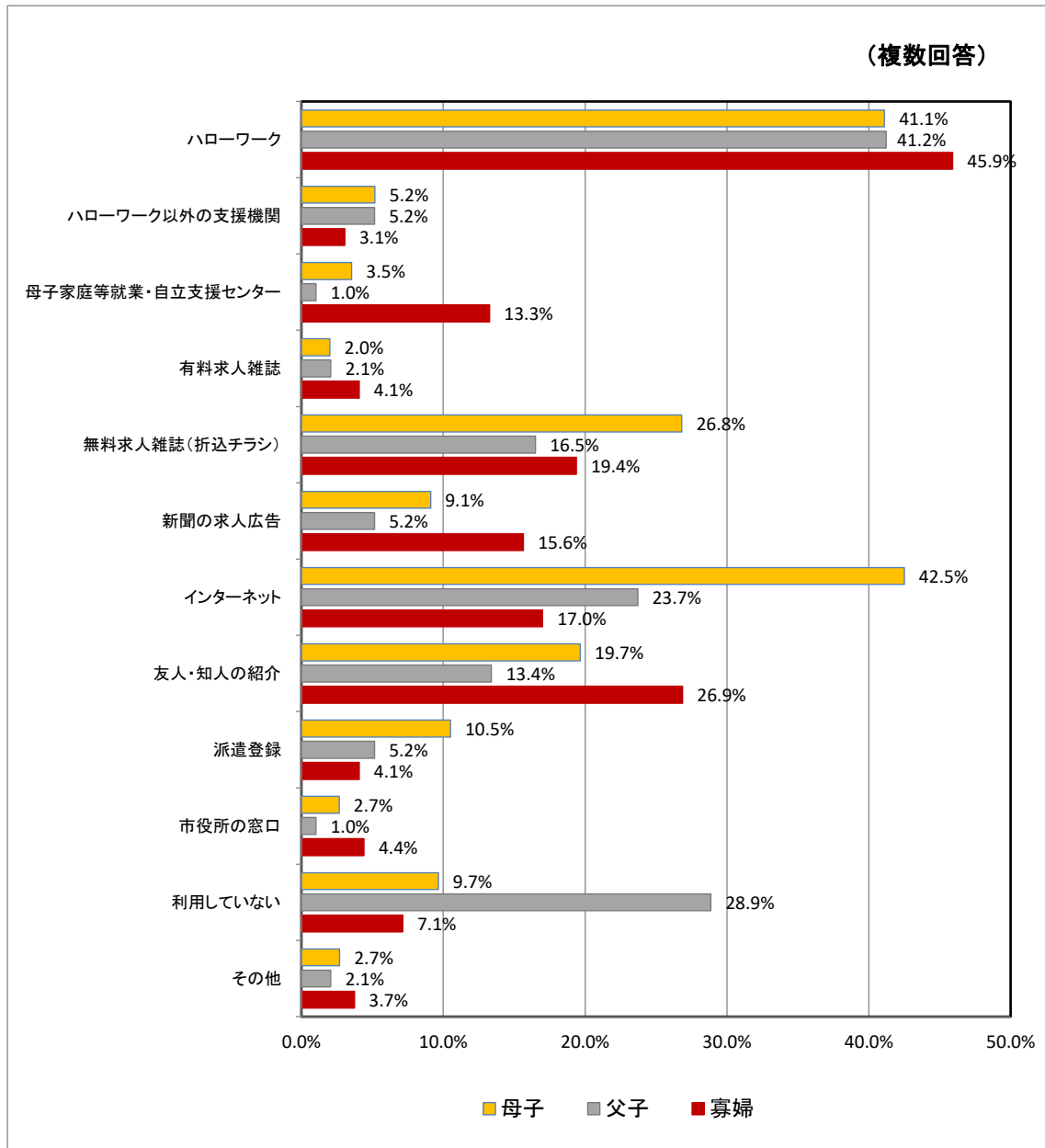
⑩ 仕事を探す際に利用した情報源【問 11】

母子家庭の母では、「インターネット」が全体の42.5%、「ハローワーク」が41.1%、「無料求人雑誌」が26.8%、「友人・知人の紹介」が19.7%となっている。

父子家庭の父では、「ハローワーク」が全体の41.2%、「インターネット」が23.7%、「無料求人雑誌」が16.5%となっているが、「利用していない」が28.9%と多くなっている。

寡婦については、「ハローワーク」が全体の45.9%、「友人・知人の紹介」が26.9%、「無料求人雑誌」が19.4%となっている。（複数回答あり）

(図表 49)

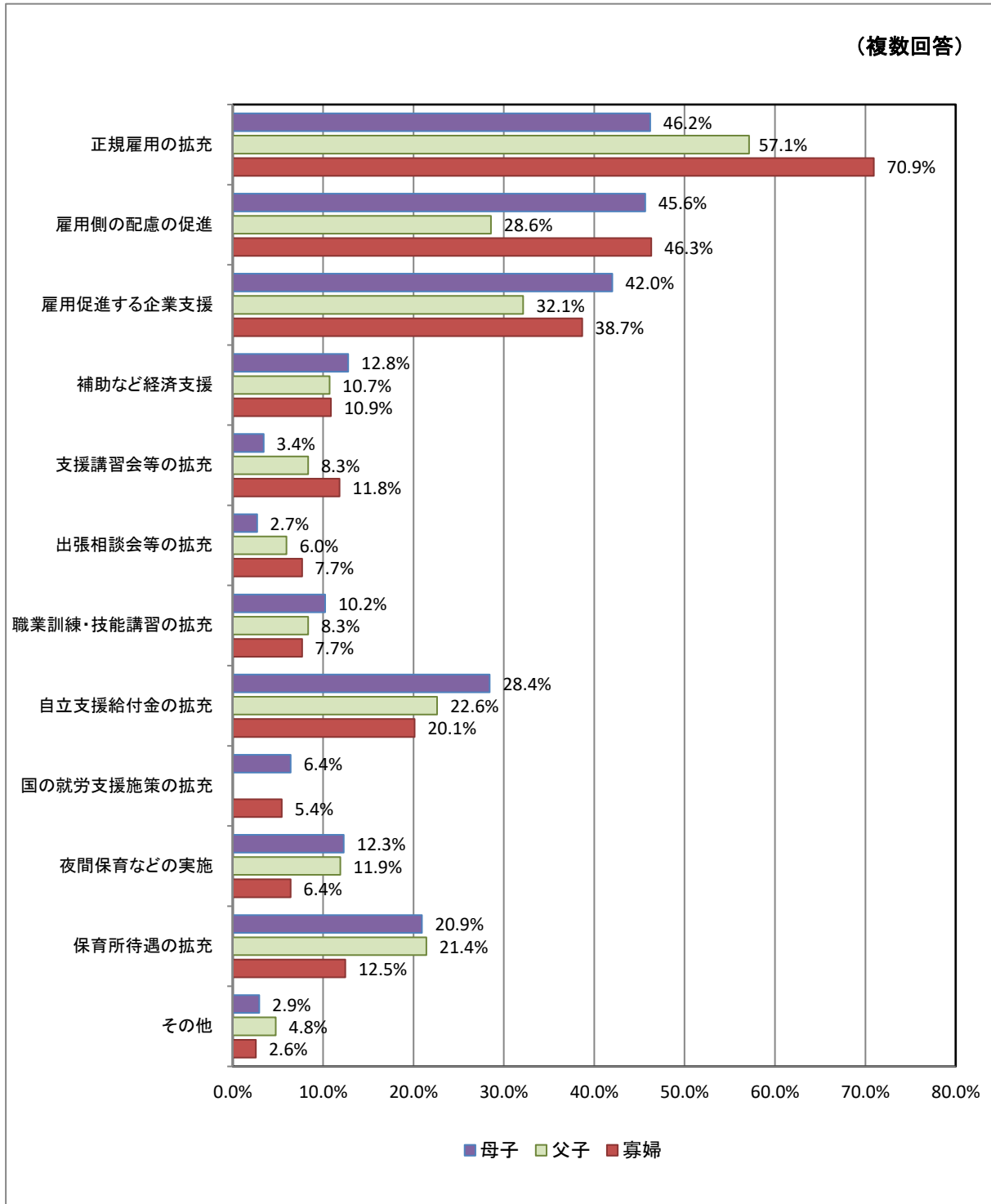


回答数 母子:2,931件、父子:97件、寡婦:294件

⑪ 就労等に関して希望する施策【問 12】

就労等に関して望む施策について、最も多いのが「正規雇用の拡充」で、49.0%（母子家庭 46.2%、父子家庭 57.1%、寡婦 70.9%）、次いで、「雇用側の配慮の促進」が45.2%（母子家庭 45.6%、父子家庭 28.6%、寡婦 46.3%）、「雇用を促進する企業支援」が41.4%（母子家庭 42.0%、父子家庭 32.1%、寡婦 38.7%）となっている。（複数回答あり）

（図表 50）



回答者数 母子:2,669人、父子:84人、寡婦:313人

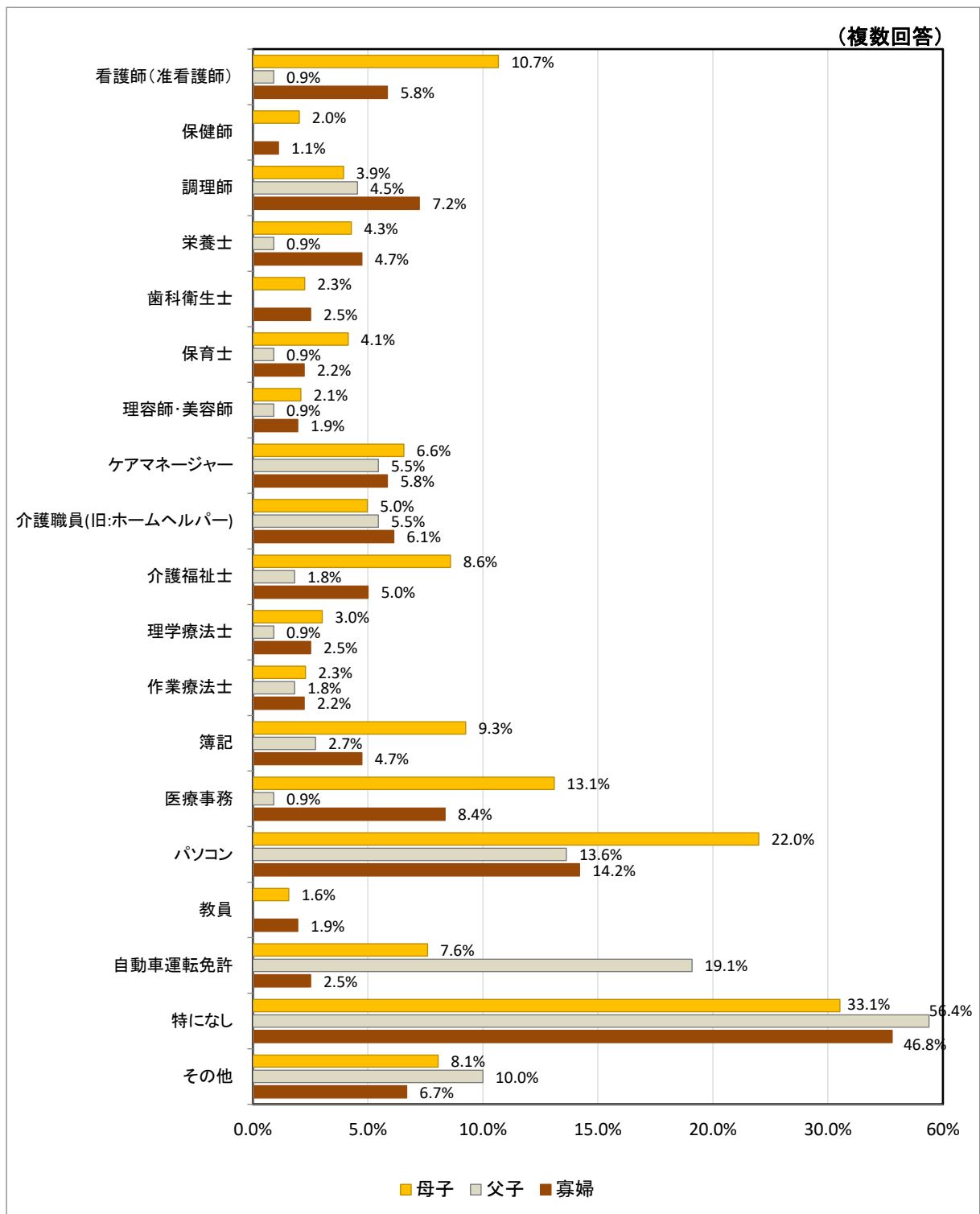
⑫ 今後取得したい資格・技能【問 13】

母子家庭の母では、「パソコン」が全体の22.0%と最も多く、次いで「医療事務」が13.1%となっているが、「特になし」の回答が33.1%ある。

父子家庭の父では、「自動車運転免許」が全体の19.1%で最も多く、次いで「パソコン」が13.6%となっているが、「特になし」の回答が56.4%ある。

寡婦においても、「パソコン」が全体の14.2%と最も多くなっているが、「特になし」の回答が46.8%ある。（複数回答あり）

(図表 51)



回答者数 母子:3,015人、父子:110人、寡婦:359人

(3) 収入と養育費の状況

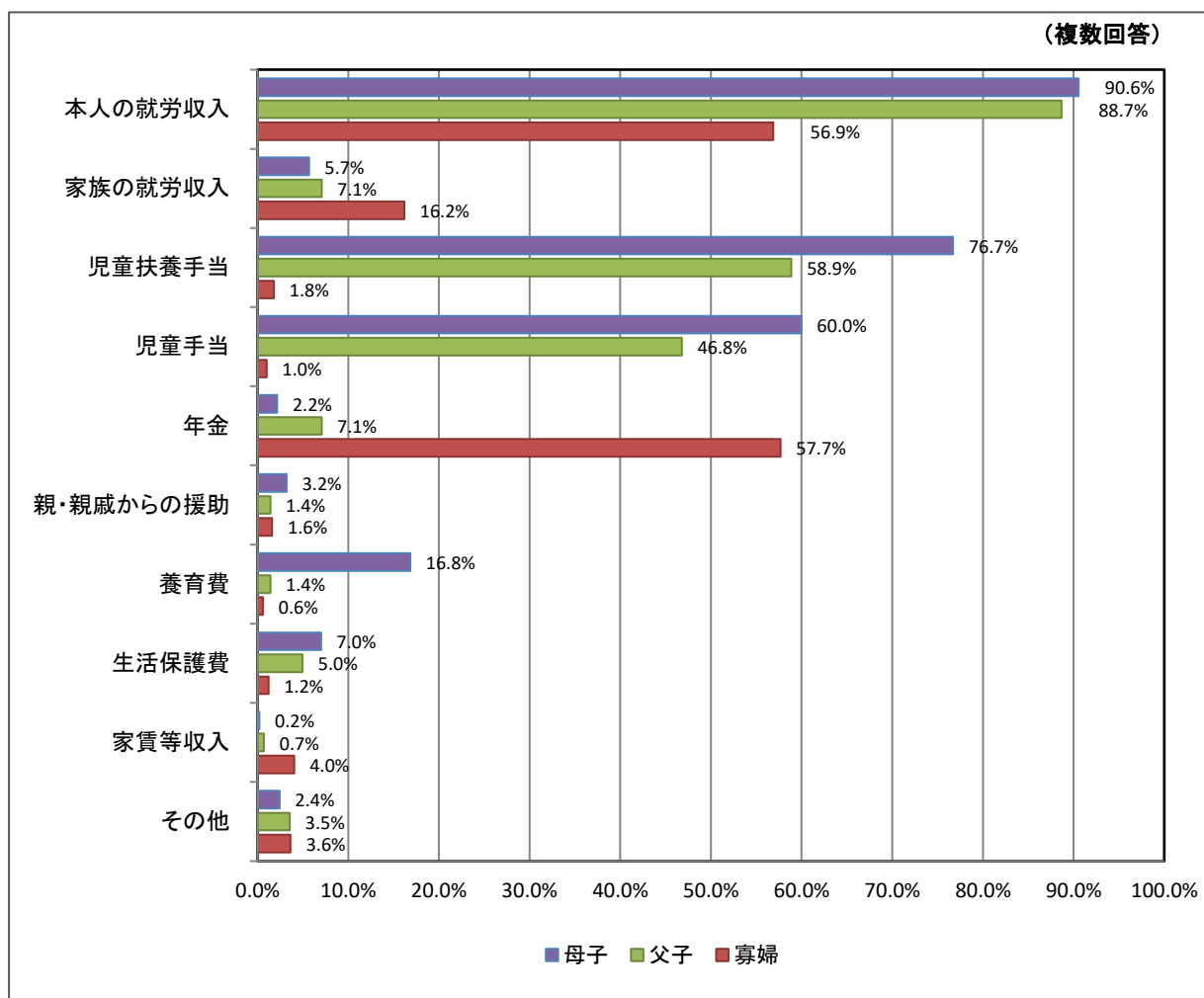
① 世帯の収入の種類【問 14】

母子家庭では、「本人の就労による収入」が 90.6%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(76.7%)、「児童手当」(60.0%)となっている。また、「養育費」を受け取っている世帯は 16.8%で、「生活保護費」を受けている世帯は 7.0%となっている。

父子家庭でも、「本人の就労による収入」が 88.7%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(58.9%)、「児童手当」(46.8%)と、収入の種類でみると、母子家庭と概ね同じ状況となっている。

寡婦の場合は、「年金」が 57.7%で最も多く、次いで「本人の就労による収入」が 56.9%となっている。(複数回答あり)

(図表 52)



回答数 母子:3,331件、父子:141件、寡婦:494件

② 年収（総収入）【問 15】

母子家庭の母の年収は、「100～150万円未満」が全体の21.3%で最も多く、次いで「100万円未満」が18.0%、「200～250万円未満」が17.4%、「150～200万円未満」が16.5%と、250万円未満が73.2%を占めている。

父子家庭の父の年収は、「200～250万円未満」が全体の15.9%で最も多くなっているが、「150～200万円未満」で13.6%、「100～150万円未満」「250～300万円未満」が同率で12.1%と収入にばらつきがみられる。

寡婦の年収については、「150～200万円未満」が全体の23.5%で最も多く、次いで「100～150万円未満」が22.9%となっており、200万円未満の家庭でみると57.6%を占めている。

(図表 53)

年収（総収入）

	母子	父子	寡婦
100万円未満	18.0%	8.3%	11.2%
100～150万円未満	21.3%	12.1%	22.9%
150～200万円未満	16.5%	13.6%	23.5%
200～250万円未満	17.4%	15.9%	12.7%
250～300万円未満	10.7%	12.1%	12.2%
300～350万円未満	6.9%	9.8%	9.0%
350～400万円未満	3.5%	8.3%	3.3%
400～450万円未満	2.3%	8.3%	1.0%
450～500万円未満	1.3%	4.5%	1.2%
500～550万円未満	1.0%	3.0%	0.8%
550～600万円未満	0.3%	1.5%	0.6%
600万円以上	0.8%	2.3%	1.6%

回答数 母子:3,095件、父子:132件、寡婦:490件

③ 年収（就労収入）【問 15-2】

就労による収入では、母子家庭は、「100～150万円未満」が全体の22.7%で最も多く、次いで「100万円未満」22.1%、「200～250万円未満」15.8%、「150～200万円未満」15.7%と、250万円未満が76.3%を占めている。

父子家庭では、「200～250万円未満」が全体の15.5%で最も多いが、「150～200万円未満」が13.6%、「300～350万円未満」が11.7%、さらに「100万円未満」「100～150万円未満」が同率10.7%と、各層にばらついている結果となっている。

寡婦では、「100～150万円未満」が全体の21.8%で最も多く、次いで「100万円未満」が18.6%、「150～200万円未満」が18.0%となっており、200万円未満でみると58.4%を占めている。

(図表 54)

就労による収入

	母子	父子	寡婦
100万円未満	22.1%	10.7%	18.6%
100～150万円未満	22.7%	10.7%	21.8%
150～200万円未満	15.7%	13.6%	18.0%
200～250万円未満	15.8%	15.5%	10.1%
250～300万円未満	8.3%	9.7%	13.9%
300～350万円未満	6.6%	11.7%	8.5%
350～400万円未満	3.2%	9.7%	4.4%
400～450万円未満	2.4%	7.8%	0.9%
450～500万円未満	1.2%	5.8%	1.3%
500～550万円未満	0.9%	1.9%	0.6%
550～600万円未満	0.5%	1.9%	0.3%
600万円以上	0.7%	1.0%	1.6%

回答数 母子:2,366件、父子:103件、寡婦:317件

④ 貸付制度の利用状況【問 16】

貸付制度の利用は、「ない」が母子家庭で 89.1%、父子家庭で 93.3%、寡婦で 71.8%を占めている。

母子父子寡婦福祉資金の利用は、母子家庭で 7.6%、父子家庭で 0.0%、寡婦で 22.3%であり、資金の種類としては、「修学資金」が母子家庭（51.9%）、父子家庭（0.0%）、寡婦（78.5%）と最も多い。

（図表 55）利用状況

（複数回答）

	母子		父子		寡婦	
利用していない	2790	89.1%	126	93.3%	342	71.8%
母子父子寡婦資金(事業開始資金)	12	0.4%			2	0.4%
母子父子寡婦資金(技能習得資金)	71	2.3%			3	0.6%
母子父子寡婦資金(生活資金)	22	0.7%			14	2.9%
母子父子寡婦資金(修学資金)	122	3.9%			84	17.6%
母子父子寡婦資金(その他の資金)	8	0.3%			4	0.8%
民間金融機関のローン	145	4.6%	11	8.1%	39	8.2%
合計	3170		137		488	

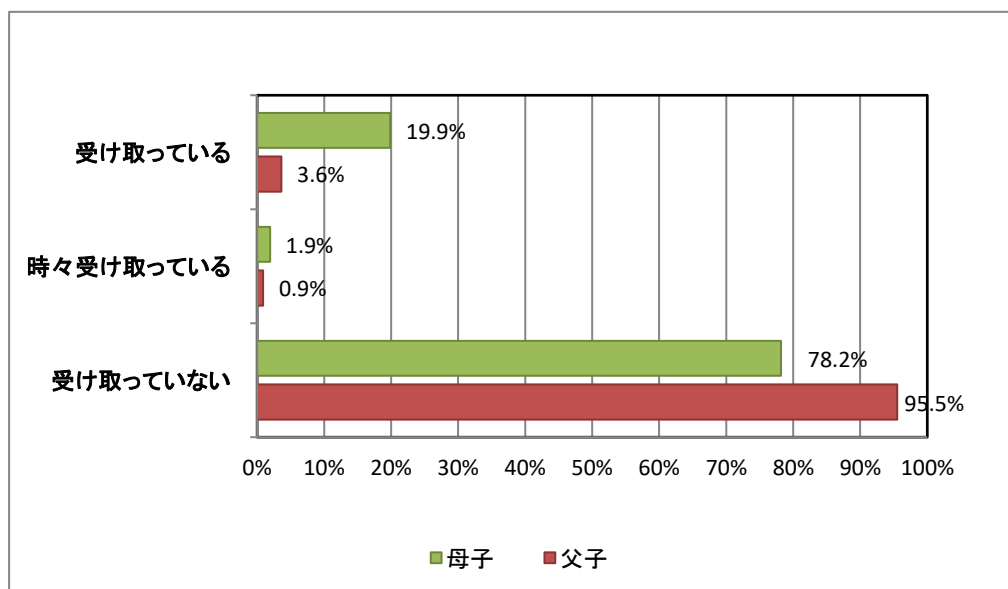
回答者数 母子:3,130 人、父子:135 人、寡婦:476 人

⑤ ひとり親家庭の養育費の受給状況【問 17】

養育費を「受け取っている」家庭は、母子家庭では全体の 19.9%、「時々受け取っている」が 1.9%で、合計 21.8%（657 名）しか受け取っていない。

父子家庭では、回答のあった 111 名中、養育費を受け取っている（時々受け取っているを含む）のは 5 名のみであった。

（図表 56）養育費の受給の有無



回答数 母子:3,014 件、父子:111 件

（図表 57）養育費受給の有無の変遷（前回調査との比較）

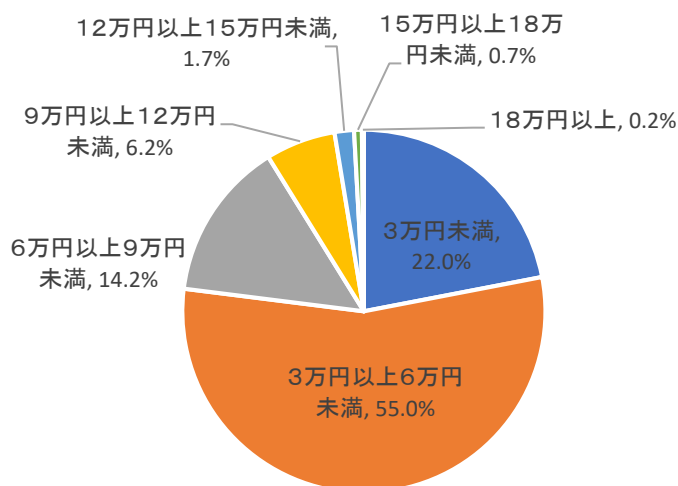
	母子		父子	
	H26 調査	R1 調査	H26 調査	R1 調査
受取っている(時々を含む)	15.1%	21.8%	3.4%	4.5%
受取っていない	84.9%	78.2%	96.6%	95.5%

⑥ ひとり親家庭の養育費の受給額【問 17】

母子家庭では、養育費を受け取っているもしくは時々受け取っているうち、受給額は「3万円以上6万円未満」が55.0%で最も多い。

(図表 58)

(母子)

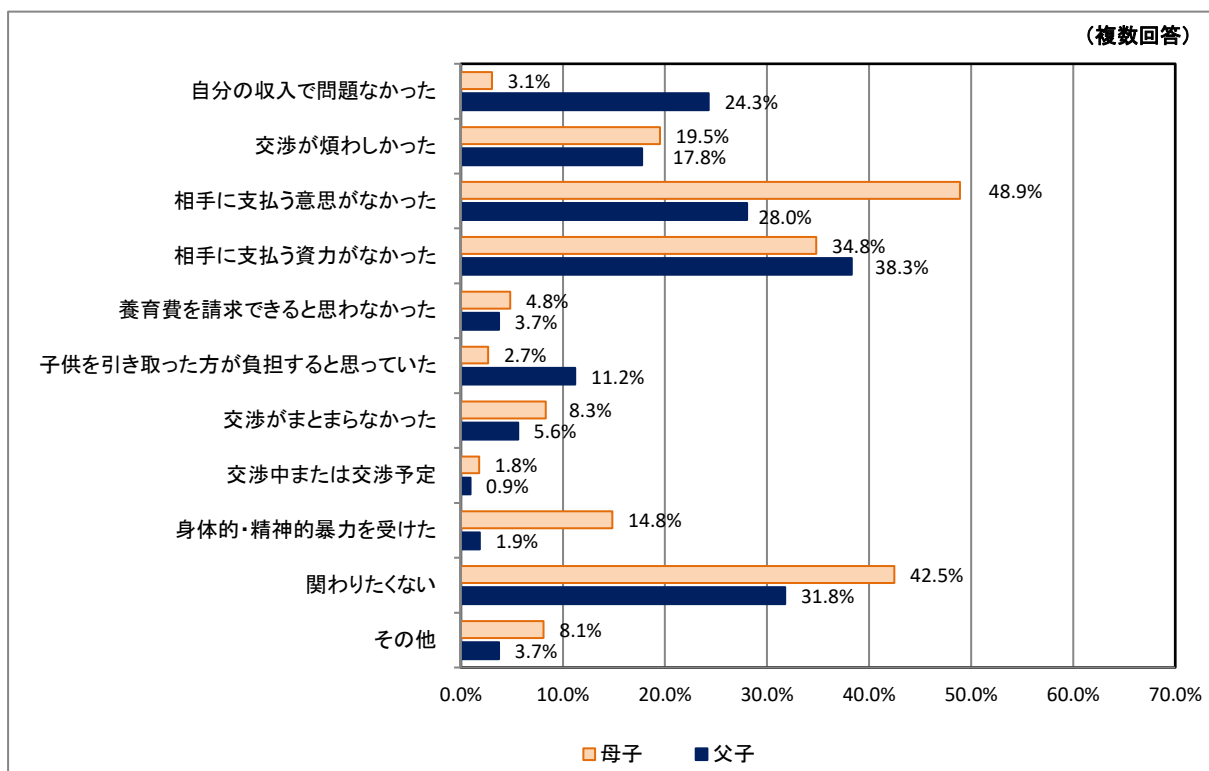


回答者数 625 人

⑦ 養育費を受け取っていない理由【問 17-2】

母子家庭で、養育費を「受け取っていない」と回答した方の理由をみると、「相手に支払う意思や資力がなかった」が全体の83.7%で最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が42.5%となっている。(複数回答あり)

(図表 59)



回答数 母子:2,357件、父子:107件

⑧ 養育費についての取り決め方法【問 18】

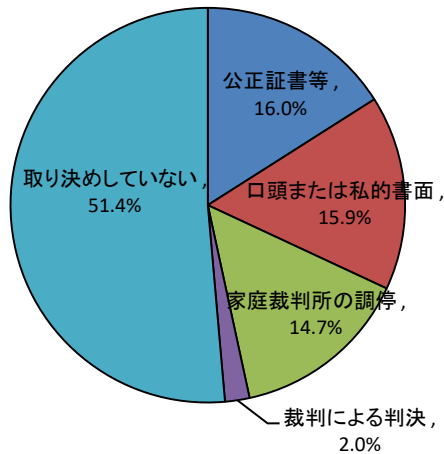
養育費についての取り決めは、母子家庭では、「取り決めをしていない」が全体の 51.4%で、「公正証書等」が 16.0%、「口頭または私的書面」が 15.9%、「家庭裁判所の調停」が 14.7%となっている。

なお、平成 26 年調査と比べると、取り決めしていない家庭は、母子家庭で 54.5%から 51.4%、父子家庭で 85.6%から 76.9%と減少しているが、依然として養育費の取り決めをしていない比率は高い状況であると言える。

(図表 60)

(母子)

(複数回答)

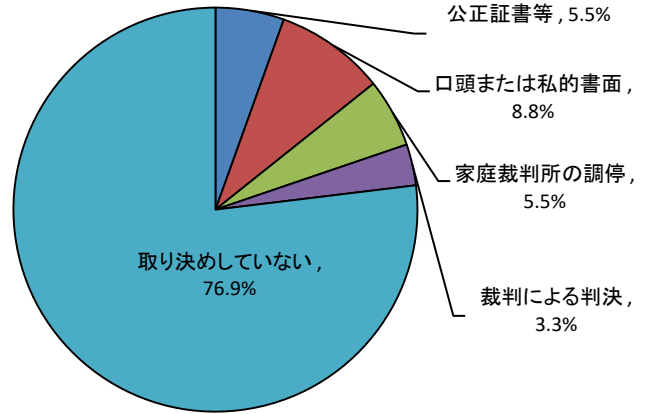


回答者数 2,339 人

(図表 61)

(父子)

(複数回答)



回答者数 91 人

(図表 62) 養育費の取り決め方法の変遷 (前回調査との比較)

(複数回答)

	H26年調査		R元年調査	
	母子	父子	母子	父子
公正証書等	12.8%	3.6%	16.0%	5.5%
口頭または私的書面	16.9%	4.1%	15.9%	8.8%
家庭裁判所の調停	13.0%	4.6%	14.7%	5.5%
裁判による判決	2.8%	2.1%	2.0%	3.3%
取り決めしていない	54.5%	85.6%	51.4%	76.9%

⑨ 取り決め時の専門家との相談【問 18-2】

専門家との相談は、母子家庭では「相談した」が 52.6%、父子家庭では「相談した」が 23.8%となっている。

(図表 63)

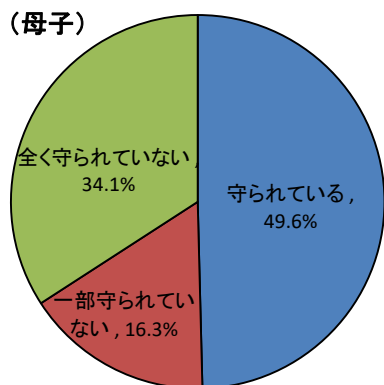
	母子		父子	
相談した	636	52.6%	5	23.8%
相談していない	574	47.4%	16	76.2%

回答者数 母子:1,210 人、父子:21 人

⑩ 取り決めの遵守状況【問 18-3】

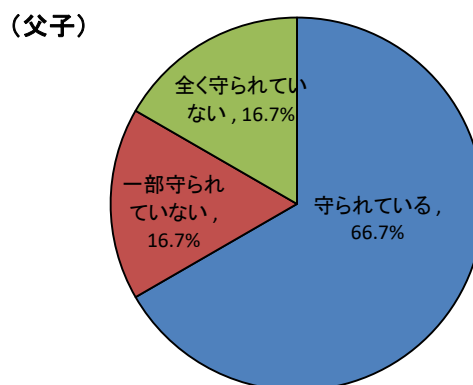
養育費の取り決めについて、母子家庭では、「守られている」が全体の 49.6%、「一部守られていない」（16.3%）と「全く守られていない」（34.1%）を加算すると、50.4%が養育費の取り決めをしても守ってもらえない状況となっている。

（図表 64）



回答数 1,119 件

（図表 65）



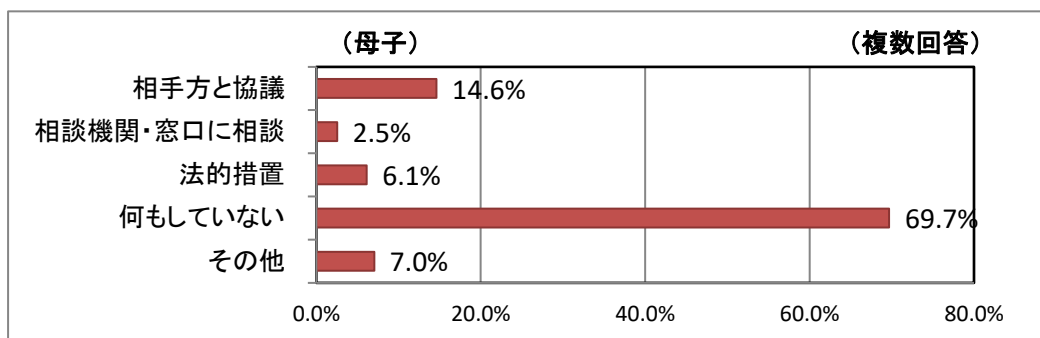
回答数 18 件

⑪ 取り決めが守られていないことに対する行動【問 18-4】 【問 18-5】

取り決めが守られていないことに対する行動について、取り決めが一部あるいは全く守られていない母子家庭の母の回答みると、「何もしていない」が一番多く、全体の 69.7%（386 件）にのぼっている。何もしていない理由としては、「関わりたくない」が 52.6%と最も多く、次いで「交渉がわずらわしい」が 27.6%、「相手に支払う意思がなくなった」23.2%、「相手に支払う資力がなくなった」が 21.4%となっている。（複数回答あり）

一方、行動を取ったものの手段は、「相手方と協議」が 81 件（14.6%）、「法的措置をとる」が 34 件（6.1%）であり、「相談機関・窓口相談」は 14 件（2.5%）と少数となっている。（複数回答あり）

（図表 66）取り決めが守られていないことに対する行動



回答数 554 件

（図表 67）取り決めが守られていないことに対して何もしていない理由（複数回答）

母子	
対応する時間がない	11.8%
方法がわからない	10.9%
自分の収入で問題ない	3.2%
交渉がわずらわしい	27.6%
相手に支払う意思がなくなった	23.2%
相手に支払う資力がなくなった	21.4%
身体的・精神的暴力を受けた	15.3%
関わりたくない	52.6%
その他	9.0%

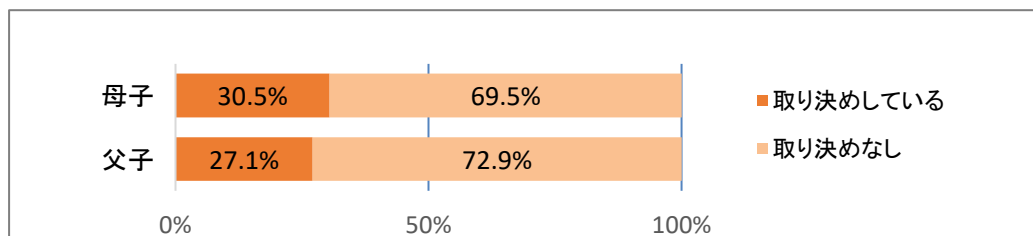
回答数 2,088 件

⑫ 面会交流についての取り決め【問 19】

離別した配偶者との間で子どもとの面会交流の取り決めは、母子家庭では「取り決めをしている」が全体の 30.5%で、そのうち「文書あり」が 64.5%、「文書なし」が 35.5%となっている。

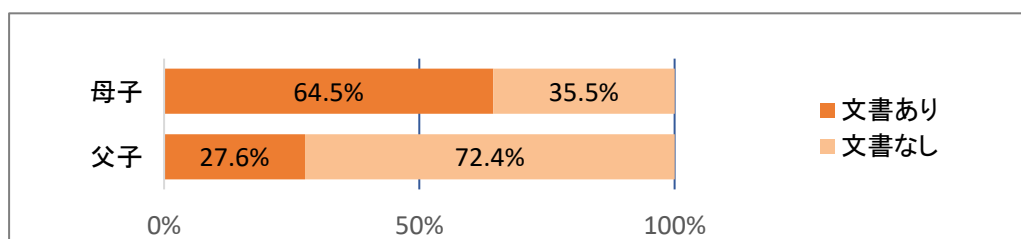
また、父子家庭では「取り決めをしている」が全体の 27.1%で、そのうち「文書あり」が 27.6%、「文書なし」が 72.4%となっている。

(図表 68) 取り決め状況



回答数 母子:2,668件、父子:107件

(図表 69) 取り決め文書の有無



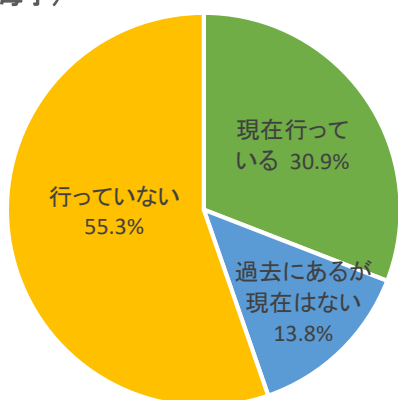
回答数 母子:813件、父子:29件

⑬ 面会交流の実施状況【問 19-2】

面会交流の実施状況について、母子家庭では「現在行っている」が 30.9%となっている。また、父子家庭では「現在行っている」が 46.4%となっている。

(図表 70)

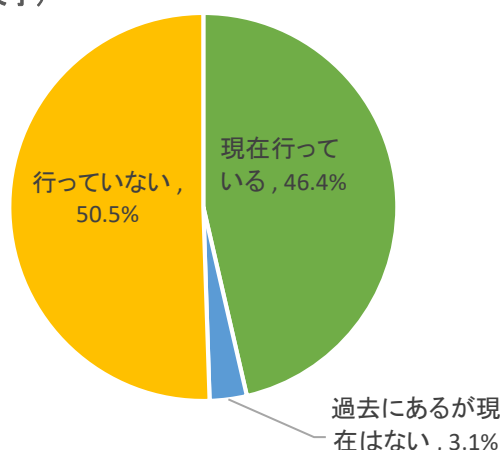
(母子)



回答数 2,580件

(図表 71)

(父子)



回答数 97件

- ⑭ 面会交流の頻度【問 19-3】
 母子家庭では、「月1回以上2回未満」が28.3%で最も多い。
 父子家庭では、「月2回以上」が26.0%で最も多い。

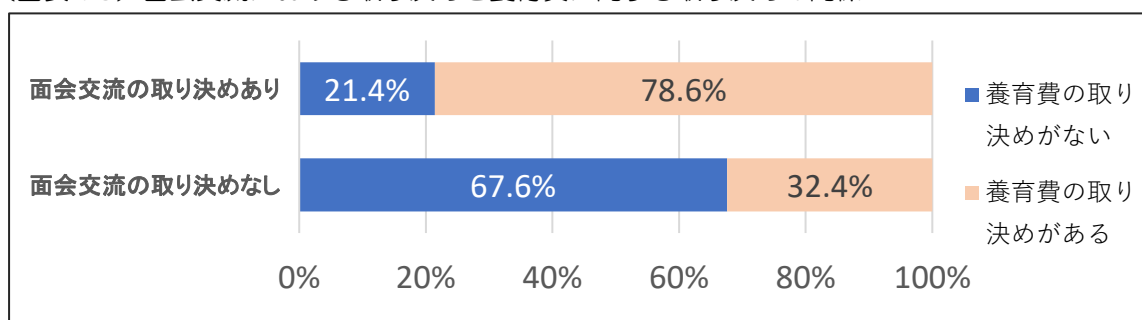
(図表 72)

	母子	父子
月2回以上	13.0%	26.0%
月1回以上2回未満	28.3%	24.0%
2～3月に1回以上	16.3%	20.0%
4～6月に1回以上	9.0%	4.0%
1年に1回以上	17.0%	8.0%
その他	16.4%	18.0%

回答数 母子:1,154件、父子:50件

- ⑮ 面会交流と養育費の取り決めについて【問 18 と問 19 のクロス集計】
 面会交流の取り決めがある場合、養育費の取り決めについてもあると回答された割合が78.6%となっている。
 面会交流の取り決めがない場合、養育費の取り決めについてもないと回答された割合が67.6%となっている。

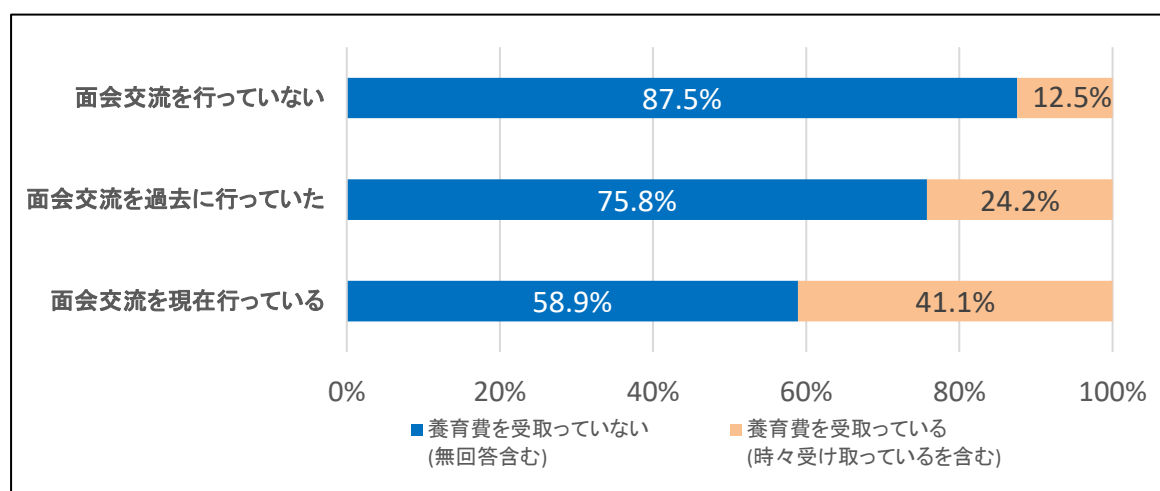
(図表 73) 面会交流における取り決めと養育費に関する取り決めの関係



回答数 面会交流の取り決めがない:1,408件、面会交流の取り決めがある:737件

面会交流を行っていない場合、養育費を受け取っていないと回答された割合は、87.5%となっている。

(図表 74) 面会交流の実施と養育費の受け取り状況の関係



回答数 面会交流を行っていない:1,476件、面会交流を過去に行っていた:359件、面会交流を現在行っている:842件

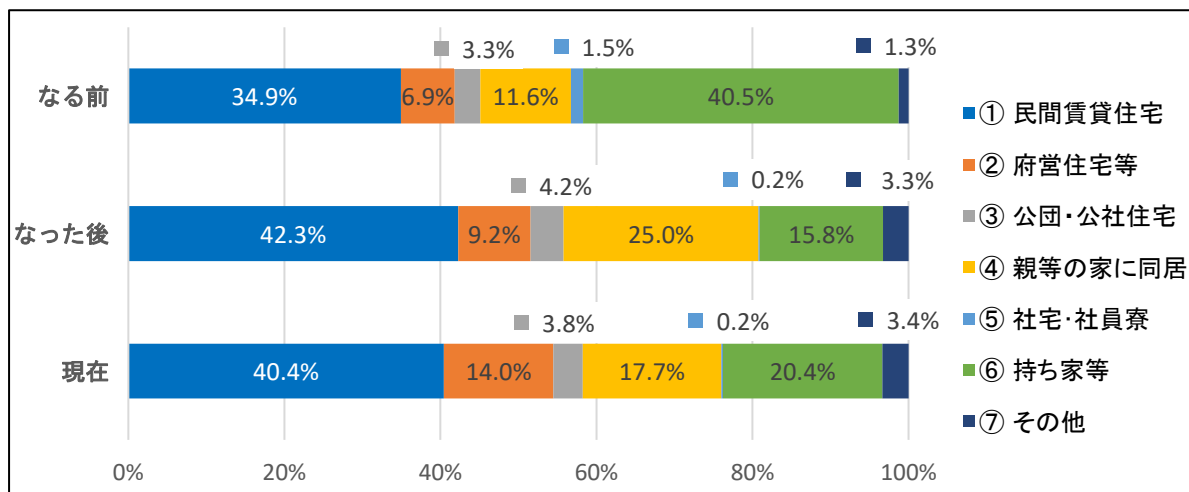
(4)住居の状況

① ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい【問 20】

母子家庭については母子家庭となったために、「持ち家等」を一旦出ることとなり、「民間賃貸住宅」（42.3%）、あるいは「親等の家に同居」（25.0%）に居住するケースが多く、経年とともに、「持ち家等」（20.4%）、「府営住宅等」（14.0%）への入居率が上昇する傾向が見られる。

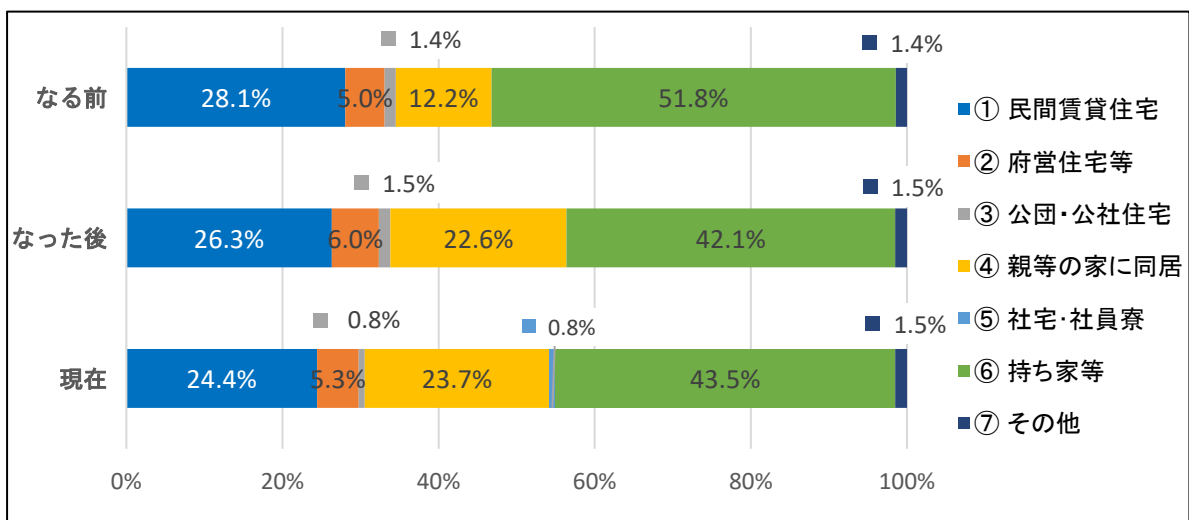
父子家庭では、父子家庭になる前は「持ち家等」（51.8%）に住む人が最も多く、父子家庭となったために「親等の家に同居」（22.6%）する傾向が見られる。

(図表 75) 住まいの変化（母子）



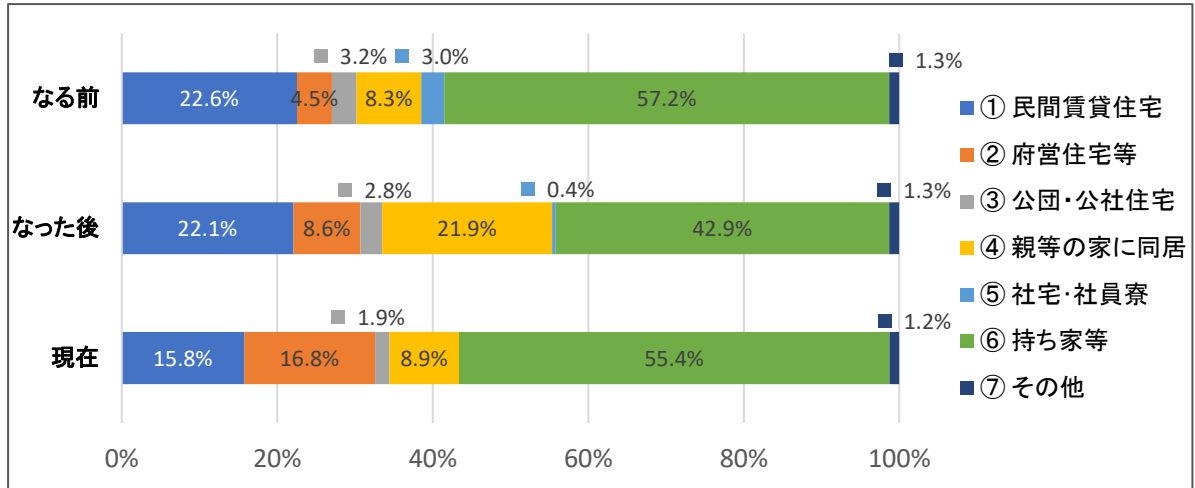
回答数 なる前:3,190 件、なった後:3,157 件、現在:3,145 件

(図表 76) 住まいの変化（父子）



回答数 なる前:139 件、なった後:133 件、現在:131 件

(図表 77) 住まいの変化 (寡婦)



回答数 なる前:470件、なった後:466件、現在:482件

② 一ヶ月の家賃【問 20-2】

母子家庭では、「5～7万円未満」を支払っている家庭が全体の43.1%で最も多く、次いで「4～5万円未満」が14.3%となっており、4～7万円未満でみると57.4%を占めている。

父子家庭では、「5～7万円未満」を支払っている家庭が全体の40.9%で最も多く、次いで「7～9万円未満」が18.2%となっており、5万円以上でみると65.9%を占めている。

寡婦は、1万円から7万円の間にばらつきが見られ、「5万円以上」を支払っている家庭は、38.9%となっている。

(図表 78)

1ヶ月の家賃		母子家庭	父子家庭	寡婦	全体
5千円未満		1.5%	2.3%	0.6%	30 1.5%
5千円～1万円未満		1.7%	2.3%	5.4%	40 2.0%
1万円～2万円未満		8.8%	4.5%	9.6%	178 8.8%
2万円～3万円未満		9.6%	2.3%	12.6%	197 9.7%
3万円～4万円未満		6.8%	9.1%	14.4%	151 7.4%
4万円～5万円未満		14.3%	13.6%	18.6%	297 14.7%
5万円～7万円未満		43.1%	40.9%	31.1%	852 42.0%
7万円～9万円未満		12.0%	18.2%	5.4%	235 11.6%
9万円以上		2.2%	6.8%	2.4%	47 2.3%

回答数 母子:1,816件、父子:44件、寡婦:167件

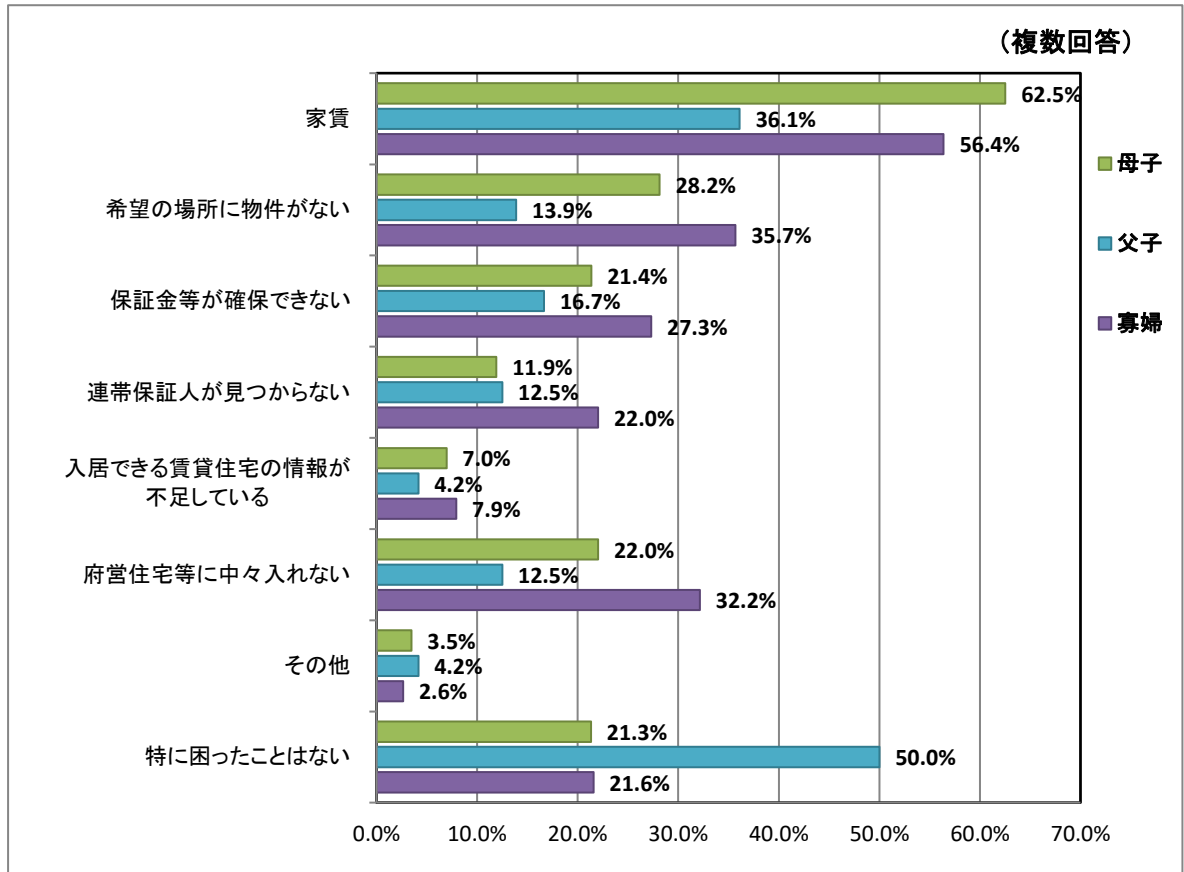
③ 住居を探すときや入居のときの困りごと【問 20-3】

母子家庭では「家賃が高い」が最も多く、母子家庭では全体の62.5%、次いで、「希望の場所に物件がない」が28.2%となっている。

父子家庭では「特に困ったことはない」が全体の50.0%、「家賃が高い」が36.1%となっている。

寡婦の場合は、「家賃が高い」が全体の56.4%で、「希望の場所に物件がない」が35.7%であった。（複数回答あり）

(図表 79)



(5)生活全般及び制度等の認知・利用状況

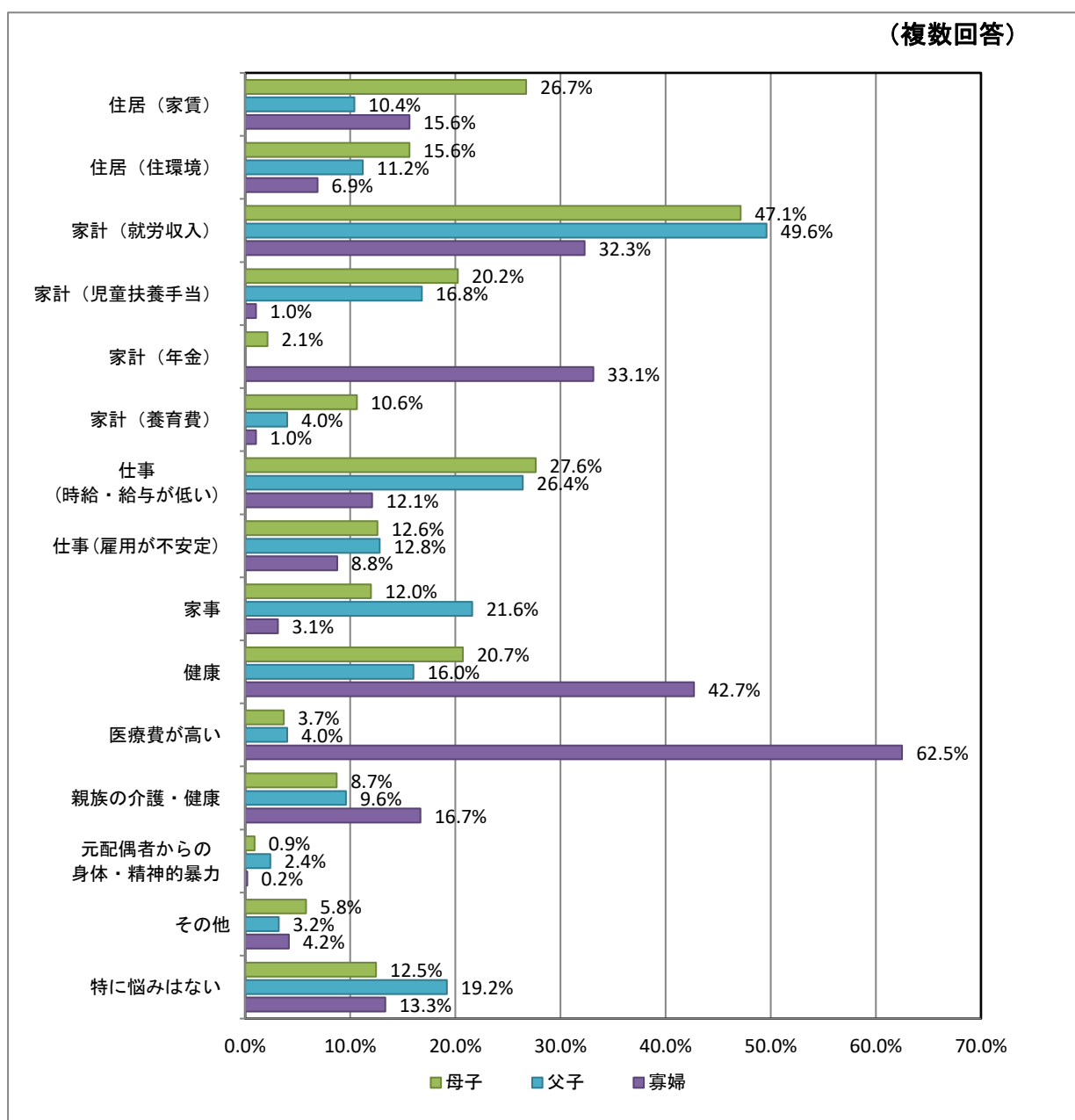
① 本人の困りごと【問 21】

母子家庭の母の困りごとで最も多かったのは「家計（就労収入が少ない）」で、全体の47.1%を占めており、次いで「仕事（時給・給与が低い）」（27.6%）、「住居（家賃が高い）」（26.7%）、となっている。

父子家庭の父でも、「家計（就労収入が少ない）」が全体の49.6%で最も多く、次いで「仕事（時給・給与が低い）」（26.4%）と母子家庭と同様の傾向がみられる。また、「家事」が21.6%と割合が高くなっている。

寡婦では、「医療費が高い」が全体の62.5%で最も多く、次いで「健康」（42.7%）、「家計（年金）」33.1%となっている。（複数回答あり）

(図表 80)



回答者数 母子:3,051人、父子:125人、寡婦:480人

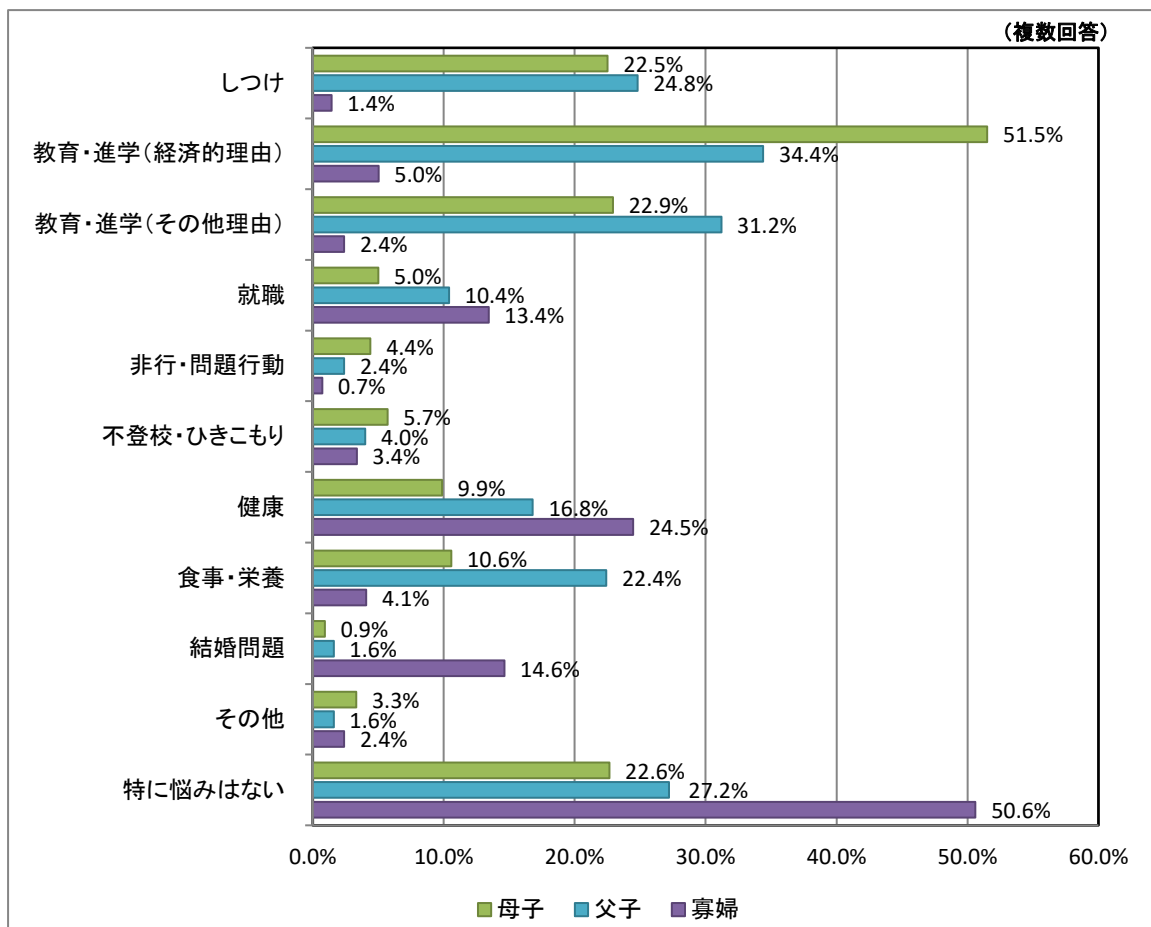
② 子どものことでの困りごと【問 21】

母子家庭の母が子どものことで悩んでいるのは、「教育・進学(経済的理由)」が全体の51.5%と最も多く、次いで「教育・進学(その他理由)」22.9%、「しつけ」22.5%、「特に悩みはない」が22.6%となっている。

父子家庭の父が子どものことで悩んでいるのは、母子家庭と同様に「教育・進学(経済的理由)」が全体の34.4%と最も多く、次いで、「教育・進学(その他理由)」(31.2%)、「特に悩みはない」(27.2%)、「しつけ」(24.8%)、「食事・栄養」(22.4%)と続いている。

寡婦については、「特に悩みはない」が全体の50.6%で最も多く、次いで「健康」(24.5%)、「結婚問題」(14.6%)、「就職」(13.4%)となっている。(複数回答あり)

(図表 81)

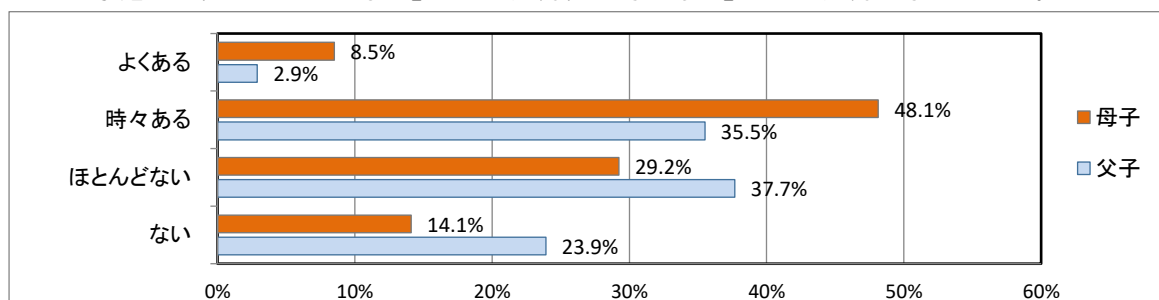


回答者数 母子:3,042人、父子:125人、寡婦:417人

(図表 82) 不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがあるか【問 22】

感情を子どもに向けてしまうことがあるかについて、母子家庭では「時々ある」が48.1%、「ほとんどない」が29.2%となっている。

父子家庭では、「ほとんどない」が37.7%、「時々ある」が35.5%となっている。

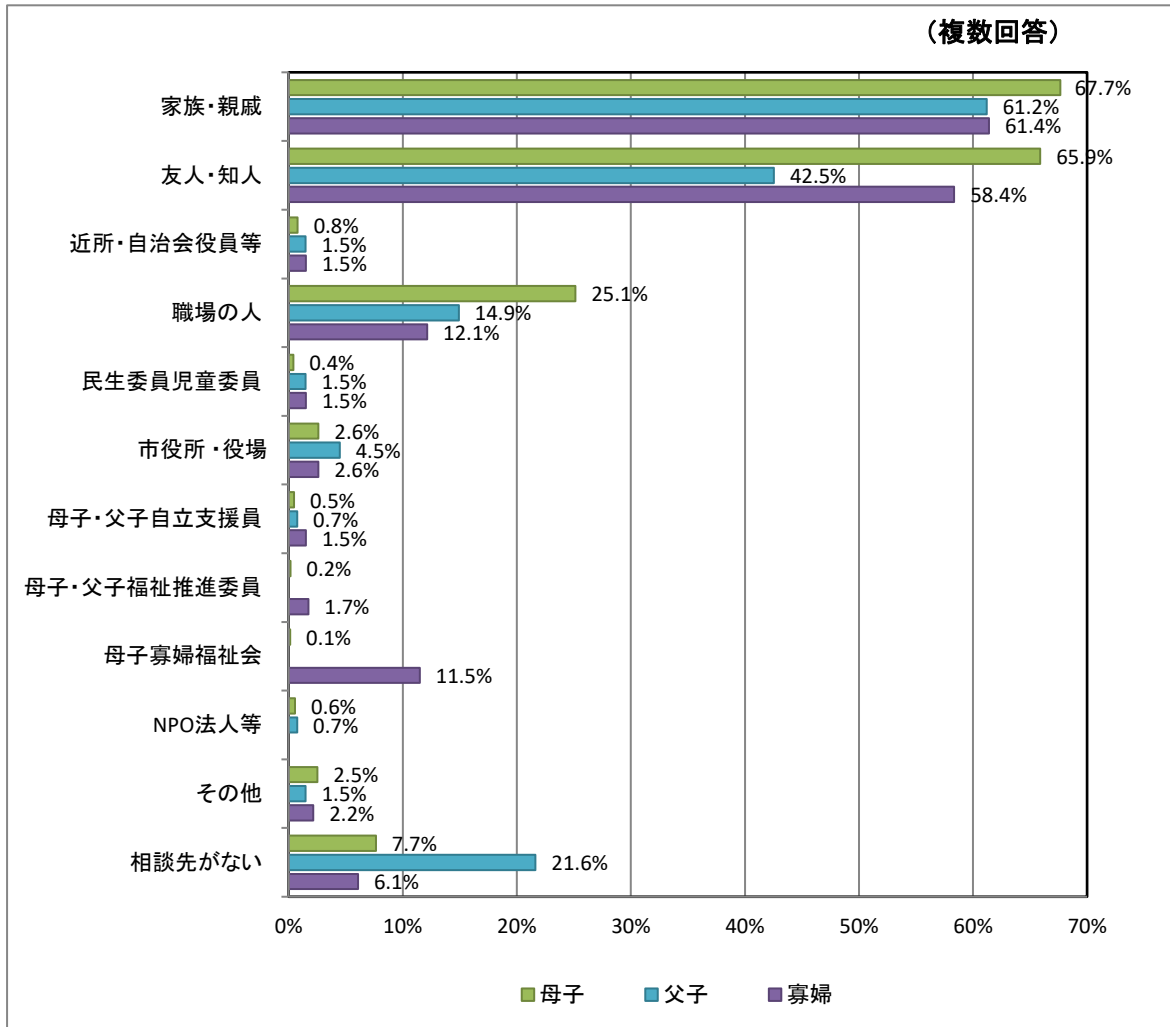


回答者数 母子:3,197人、父子:138人

③ 困ったことがあるときの相談先【問 23】

相談相手として最も多いのは、母子家庭、父子家庭、寡婦ともに「家族・親戚」となっており、次いで「友人・知人」となっている。また、「相談先がない」については、母子家庭で7.7%（243名）、父子家庭で21.6%（29名）、寡婦で6.1%（28名）の回答があり、さまざまな機会を通じて施設や制度の周知を図る必要がある。（複数回答あり）

（図表 83）



回答者数 母子:3,175人、父子:134人、寡婦:461人

（図表 84）困ったことがあるときの相談先の変遷（前回調査との比較）

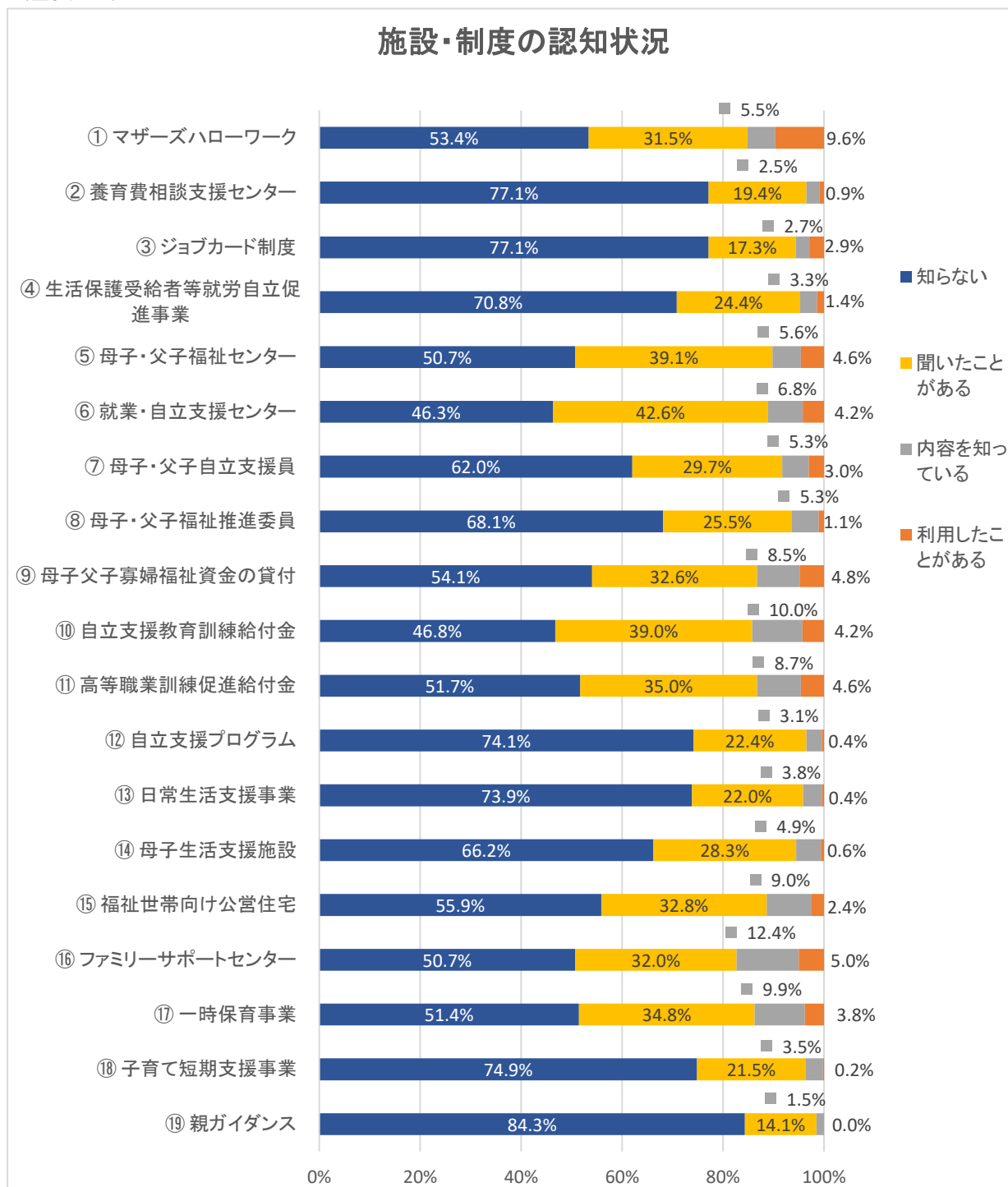
	H26年調査			R元年調査		
	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦
家族・親戚	69.5%	58.1%	68.7%	67.7%	61.2%	61.4%
友人・知人	61.7%	39.3%	46.6%	65.9%	42.5%	58.4%
近所・自治会役員等	1.0%	0.7%	1.2%	0.8%	1.5%	1.5%
職場の人	19.6%	12.8%	6.4%	25.1%	14.9%	12.1%
民生委員児童委員	0.4%	1.0%	1.8%	0.4%	1.5%	1.5%
市役所	3.8%	5.7%	7.8%	2.6%	4.5%	2.6%
母子・父子自立支援員	0.9%	0.0%	0.9%	0.5%	0.7%	1.5%
母子父子福祉推進委員	0.3%	0.3%	3.9%	0.2%	0.0%	1.7%
母子寡婦福祉会	0.5%	0.0%	10.0%	0.1%	0.0%	11.5%
NPO法人等	0.1%	1.3%	0.0%	0.6%	0.7%	0.0%
その他	2.8%	3.0%	3.2%	2.5%	1.5%	2.2%
相談先がない	9.5%	19.1%	8.7%	7.7%	21.6%	6.1%

④ 施設や制度等の認知状況【問 24】

相談窓口となる公的な施設や支援制度について、ほとんどの項目で「知らない」が大半を占めており、また、「利用したことがある」が1割以下となっている。

また、施設や制度を知っていても、「利用したい」「今後も利用したい」という方は、1割未満の回答となっている。

(図表 85)

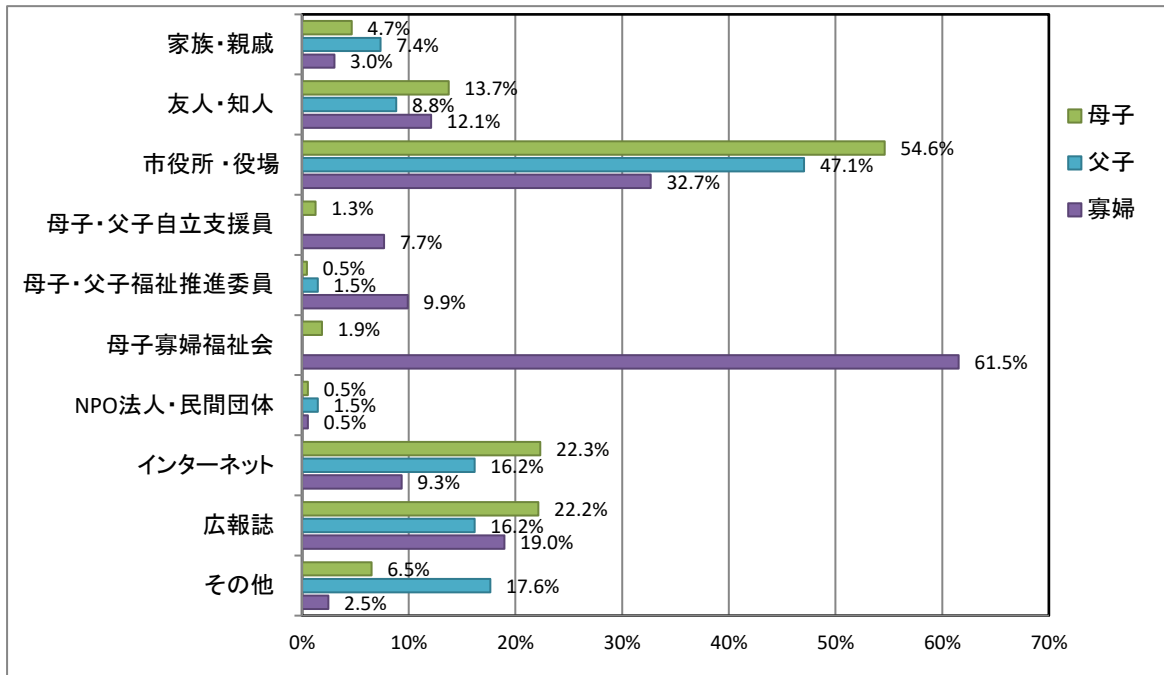


回答数 ①2,933件、②2,877件、③2,878件、④2,871件、⑤2,877件、⑥2,864件、⑦2,832件、⑧2,845件、⑨2,873件、⑩2,877件、⑪2,873件、⑫2,830件、⑬2,837件、⑭2,823件、⑮2,859件、⑯2,897件、⑰2,827件、⑱2,828件、⑲2,829件

⑤ 施設や制度等の情報入手源【問 24-2】

施設や制度等の情報入手源として、「市役所・役場」が母子家庭（54.6%）、父子家庭（47.1%）ともに最も多くなっている。寡婦の場合は、「母子寡婦福祉会」が全体の61.5%で最も多くなっている。（複数回答あり）

（図表 86）



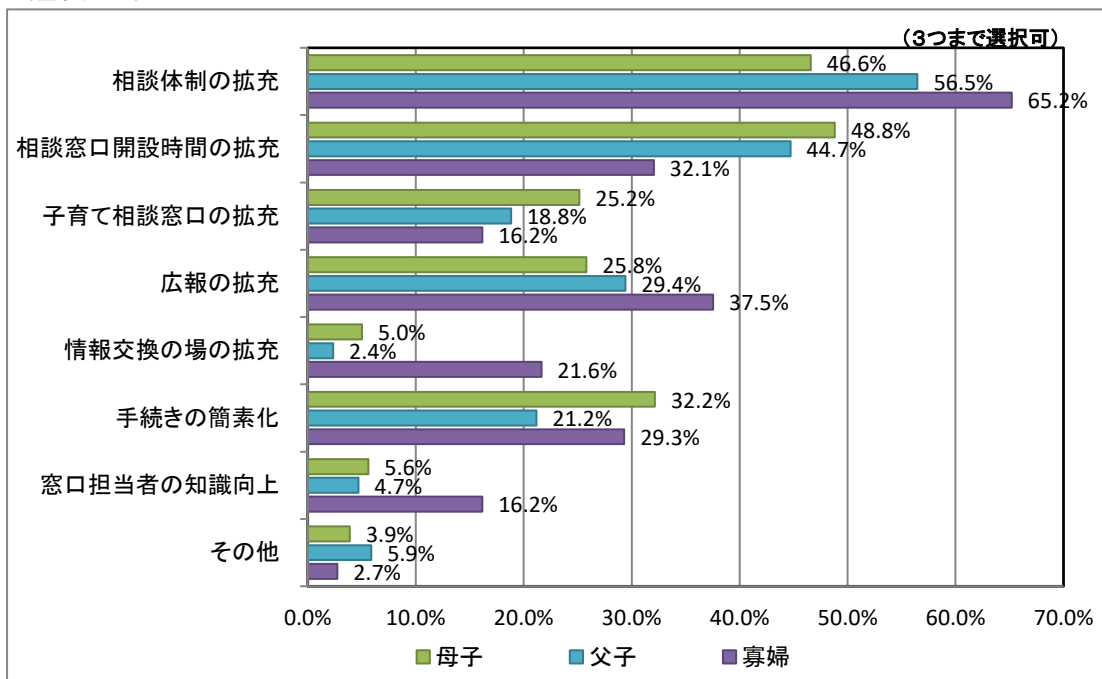
回答者数 母子:2,212人、父子:68人、寡婦:364人

⑥ 施設や制度等の利用に際して望むこと【24-3】

施設や制度の利用についての希望として、「相談体制の拡充」49.3%（母子家庭 46.6%、父子家庭 56.5%、寡婦 65.2%）と「相談窓口開設時間の拡充」46.5%（母子家庭 48.8%、父子家庭 44.7%、寡婦 32.1%）の回答が多くなっている。

また、「手続きの簡素化」31.5%（母子家庭 32.2%、父子家庭 21.2%、寡婦 29.3%）や「制度・サービスに関する広報の拡充」27.5%（母子家庭 25.8%、父子家庭 29.4%、寡婦 37.5%）の回答も多くなっている。（複数回答あり）

（図表 87）



回答者数 母子:2,329人、父子:85人、寡婦:365人

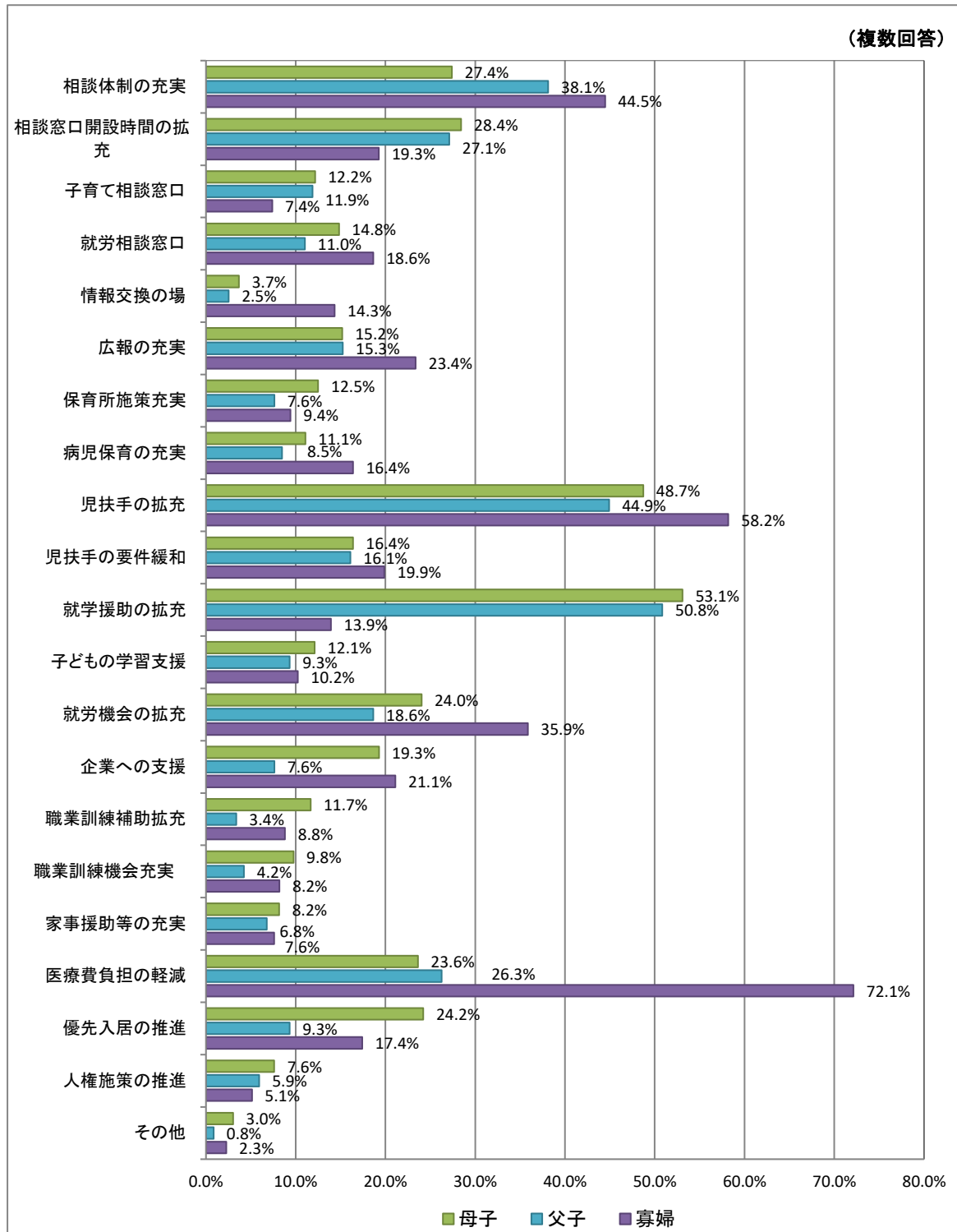
⑦ 自立や生活の安定のために望む支援策【問 25】

母子家庭で最も望まれる支援策の上位3つは、「就学援助の拡充」が全体の53.1%で最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」（48.7%）、「相談窓口開設時間の拡充」（28.4%）となっている。

父子家庭の場合は、「就学援助の拡充」が全体の50.8%で最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」（44.9%）、「相談体制の拡充」（38.1%）となっている。

寡婦の場合は、「医療費負担の軽減」が全体の72.1%で最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」（58.2%）、「相談体制の充実」（44.5%）となっている。

(図表 88)



回答者数 母子:2,880人、父子:118人、寡婦:488人

(6)自由記載

自由記載欄には 760 件の意見があり、それらを分類すると以下のとおりでした。

【経済的支援】 318 件

- ・ 児童扶養手当やひとり親医療費制度の大学卒業時までの延長や、児童扶養手当の 2 人目以降の増額を希望。（多数意見）
- ・ 未婚の母の税額控除を願う。（多数意見）
- ・ 親の収入の都合で、子どもの進学を諦めたくない。
- ・ 仕事を頑張り少し収入が増えても、税金が上がり、児童扶養手当が減額され、実際の収入が減ってしまうことから、就労意欲が無くなる。手当を満額受け取るために仕事をセーブしている人も多く、制度の矛盾を感じる（意見多数）。
- ・ 不正な生活保護の受給調査を徹底してほしい。
- ・ 子どもが成長するにつれて、学費など費用が高額になるが手当は少なくなるので不安。（意見多数）
- ・ 子どもが 18 歳になると児童扶養手当がなくなる。その後の生活費（学費や医療費含め）が不安。（意見多数）

【就業支援】 79 件

- ・ 正規雇用や技能習得への支援を望む。（多数意見）
- ・ 若いお母さんは子どもの保育問題で正規雇用に就けない。（多数意見）

【生活面への支援】 133 件

- ・ 公営住宅への優先入居。
- ・ 子育てについては、保育所、病児保育、学童保育の時間の問題がある。
- ・ 障がいをもつ子どもを抱えたお母さんも多く、精神面のケアも必要。

【相談機能の充実】 111 件

- ・ 各種施設、制度の周知、担当窓口の勉強不足、不親切な対応への指摘。
- ・ 市役所や支援窓口等の土日休日や夜間の窓口対応をしてほしい。平日働いていると利用できない。（意見多数）

【人権尊重の社会づくり】 16 件

- ・ 行政窓口の対応の仕方、学校や近所の人の偏見。

【養育費の確保】 26 件

- ・ 養育費確保に向けた取組の推進。

【その他】 148 件

- ・ 寡婦の意見として、年金を受給するまで働かないといけませんが、仕事に就けるか、その時働く体力があるか、また、年金支給額の少なさや医療費の負担が高くなることで生活できるかという不安。（多数意見）
- ・ 様々な問題から、精神的に追い詰められているお母さんや鬱になる人も多い。
- ・ 自己の決意や感謝の意の記載など。

調査結果のまとめ

I. 回答者の状況

今回、実施した調査は第四次自立促進計画の策定にあたり、ひとり親家庭及び寡婦の方々の状況やニーズを把握し、その結果に基づき、今後の支援のあり方や施策の方向性を計画に位置付けることを目的とするものである。

調査項目については、「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画」の策定にあたり、平成 26 年に実施したアンケート調査（以下「前回調査」という。）をもとに、一部新たな項目を追加し、それぞれの結果を比較することにより、現状における課題等を把握することとした。

今回の調査では、10,000 部をそれぞれの世帯にお願いして実施した。全回収数は 4,483 部で、有効回答数は、4,262 部、回収率は、42.6%でした。内訳は、母子家庭の母 3,592 部、父子家庭の父は 160 部、寡婦は 510 部となっており、状況を把握するうえで有益なものとなった。

回答者の年齢層をみると、母子家庭では「40～44 歳」が全体の 26.9%と最も多く、前回調査でも同年齢層で 32.0%と最も多くなっている。父子家庭では「45～49 歳」が全体の 25.6%で最も多く、50 歳未満では 70.0%を占めている。寡婦では、「65 歳以上」が全体の 46.5%を占めている。

母子家庭となった理由では、「離婚」によるものが 91.4%で、前回調査の 90.4%と大きな変化はなく、離婚原因についても、両調査で「性格の不一致」、「経済的理由」、「異性問題」と続き、同様の結果となっている。

II. 就業及び資格・技能の状況

母子家庭の就業状況をみると、母子家庭になる前では「働いていない」が 25.6%であるが、なった後は 4.0%と激減し、逆に「パート・アルバイト・臨時職員等」が 45.8%から 58.7%に、「正職員・正規職員」では 18.0%から 25.7%に増加しており、母子家庭になった後は、生活や子育てのため、就業を余儀なくされている状況にあるといえる。

また、現在では、働いていない方が 7.4%であり、9 割以上の方が就業している状況にある。

その就業形態は「正職員・正規職員」では 38.0%であり、前回調査の 32.0%から微増しており、「パート・アルバイト・臨時職員等」では 42.2%と前回調査の 46.0%からその割合は減っている。

現在、働いている母子家庭の母で転職を希望する方が 24.0%となっており、前回調査の 31.5%よりは減っている。転職希望者の 65.0%が「正職員・正規職員」を希望しており、「給与が高い」「正規の職員になれる」ことを重視している。

加えて母子家庭の就労収入でみると、250 万円未満が 76.3%と 7 割強を占め、前回調査の 81.6%と比較すると改善傾向にはあるが、就労しているものの低賃金で不安定な雇用条件にあり、依然として厳しい状況は続いている。

一方、父子家庭の就業状況をみると、父子家庭になる前となった後では、「正職員・正規職員」が 58.2%から 47.6%と減少し、「パート・アルバイト・臨時職員等」が 7.5%から 13.1%に増加しており、ひとり親になった際に「自宅から近い」「時間に融通が利く」ことを重視して転職していることから、父子家庭になったことに伴い、子育てと仕事の両立が困難な状況になっていることがうかがえる。

なお、父子家庭の就業形態をみると、父子家庭になる前から現在にわたり、「正職員・正規職員」が最も多く、次いで「自営業」、「パート・アルバイト・臨時職員等」となっており、この点においては母子家庭と状況が異なっている。

また、現在の仕事の勤続年数は「10 年以上」が 43.2%と最も多く、母子家庭の 16.4%に比べると継続して就業している状況にあり、さらに 86.4%の方が現在の仕事を続けたいとしている。

就労収入をみても、200 万円未満の方が 35.0%となっているが、200 万円以上で各層にばらつきがあることなどから、父子家庭の場合、母子家庭に比べて就業面では就労収入も高く、比較的安定した状態にあるものと考えられる。

次に、今後取得したい資格・技能については、母子家庭の母は「パソコン」、父子家庭の父では「自動車運転免許」が多いが、母子・父子・寡婦とも「特になし」の回答が目立つ。前回調査よりも「正職員・正規職員」として働く割合が増え、転職を希望する割合が減っていることから、新たな資格・技能の取得は検討していない方が増えたと考えられる。

Ⅲ.収入と養育費、面会交流の状況

母子家庭の総収入は前回調査と比較すると改善傾向がみられるものの、経済的状況は依然として厳しいことがうかがえる。総収入の内訳としては「就労収入」が90.6%で、次いで「児童扶養手当」76.7%、「児童手当」60.0%の受給であり、これば父子家庭においても、同様の構成となっている。

寡婦については、「就労収入」が56.9%となっているものの、「年金」が57.7%と最も多くなっている。

次に、養育費については、母子家庭で、「取りきめをしていない」が51.4%、「受け取っていない」が78.2%、また、「取り決めが守られていないことに対して何もしていない」が69.7%で、それぞれ前回調査では54.5%、84.9%、79.0%であり、ほとんど改善されていない状況となっている。

なお、受け取っていない理由では、「相手に支払う意思や能力がなかった」が母子家庭(83.7%)、父子家庭(66.3%)と最も多く、次いで「関わりたくない」が母子家庭(42.5%)、父子家庭(31.8%)であり、これも前回調査とほぼ同様の割合となっている。

面会交流の取り決め状況については、「取り決めをしている」が母子家庭で30.5%、父子家庭で27.1%と、前回調査よりは改善したものの、約3割と低く、実施状況については「現在行っている」が母子家庭で30.9%、父子家庭で46.4%となっている。

なお、面会交流と養育費の関係をみると、面会交流の取り決めがない場合では、養育費の取り決めがないが67.6%であるのに対し、面会交流の取り決めがある場合では、養育費の取り決めがあるが78.6%となっており、また、面会交流を行っていない場合では、養育費を受け取っていないが87.5%であるのに対し、面会交流を現在行っている場合は、養育費を受け取っているが41.1%となっている。

これから見ると、面会交流の取り決めがある場合は、同時に養育費の取り決めをしている場合が多く、また、面会交流を行っている場合は、養育費を受け取っている割合が多いと言える。

Ⅳ.住居の状況

母子家庭では、母子家庭となったため、「持ち家等」を一旦出ることとなり、「民間賃貸住宅」に居住、あるいは「親等の家に同居」するケースが多い。経年とともに「持ち家等」「府営住宅等」への入居率が上昇する傾向が見られる。

父子家庭では、「持ち家等」に住む人が最も多く、父子家庭となったことにより「親等の家に同居」する傾向が見られる。

また、寡婦は年数とともに「民間賃貸住宅」に住む率が減少し、「府営住宅等」「持ち家等」に住む人が増加する傾向が見られる。

なお、現在、賃貸で居住とした方の1ヶ月の家賃は「5~7万円」が母子家庭(43.1%)、父子家庭(40.9%)、寡婦(31.1%)ともに最も多く、これに対し、入居の時の困りごとについても「家賃が高い」がそれぞれ最も多い状況にある。

Ⅴ.生活全般及び制度等の認知・利用状況

母子家庭では、本人の困りごととして「家計(就労収入)」が一番多く、次いで「仕事(時給・給与が低い)」、「住居(家賃)」となっている。子どものことでの困りごとにおいては「教育・進学」「しつけ」が多い状況にある。

一方、父子家庭においても同様の困りごとが多く見受けられるが、本人の困りごとでは「家事」が母子家庭より多く、また、子どものことでの困りごとでも「食事・栄養」が多くなっている。父子家庭では、家計面での困難に加え、子育てや家事など生活面で困難を抱える方が多い状況にあると言える。

また、寡婦においては、本人の困りごとでは「医療費が高い」が62.5%と最も多く、次いで「健康」（42.7%）となっており、また、子どもの困りごとでは「健康」、「結婚問題」と続いているが、半数以上が「特に悩みはない」と回答している。

困ったことがあるときの相談先については、母子家庭、父子家庭、寡婦とも、「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」が多くを占めており、これは前回調査とほぼ同様の結果となっている。

なお、「相談先がない」と回答した割合も前回調査とほぼ同様の結果であり、さらに公的な相談窓口である「市役所」「母子・父子自立支援員」「母子父子福祉推進委員」の割合が1割にも満たず、依然として低い状況にある。

相談窓口となる公的な施設や制度について、ほとんどの項目で「知らなかった」が大半を占め、また、「利用したことがある」が1割以下となっており、前回調査同様、制度等周知や活用が進んでいない状況にあると言える。

施設に制度等の利用に際して望むこととしては、「相談体制の拡充」（全体 49.3%）、「相談窓口開設時間の拡充」（全体 46.5%）、「手続きの簡素化」（全体 31.5%）が多くなっている。

また、自立や生活安定のために望む支援策として、母子家庭では、「就学援助の拡充」（53.1%）が最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」（48.7%）、「相談窓口開設時間の拡充」（28.4%）となっている。

父子家庭でも、「就学援助の拡充」（50.8%）、「児童扶養手当の拡充」（44.9%）と続いており、次いで「相談体制の拡充」（38.1%）となっている。

寡婦では、「医療費負担の軽減」（72.1%）が最も多い。

なお、これら項目については、本調査の自由意見においても、期待する支援策として多数同様のご意見をいただいている。

VI.まとめ

母子家庭については、就業状況では、前回調査に比べると、働いている方の割合は微増しており、9割以上が働いている。「正職員・正規職員」の割合についても微増しているが、「パート・アルバイト・臨時職員等」の割合が依然として高く、就労収入も200万円未満が前回調査の約7割と比較すると約6割へ改善してはいるものの、厳しい状況にある。養育費についても半数以上が取り決めをしておらず、大半が受け取っていないといった状況である。

その結果、困りごととして、本人では「家計（就労収入）」や「仕事（時給・給与が低い）」、「住居（家賃）」、子どものことでは「教育、進学（経済的理由）」等が上位を占めており、これに対応し、期待する支援策として就学援助、児童扶養手当の拡充等が回答されているものと言える。

このように、母子家庭では、特に子育てと就業の両立ができる、より収入の高い安定した雇用につなげるための支援や養育費取得のための支援、さらには子どもに対する就学支援等が重要と考えられ、その必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭については、父子家庭となる前から正職員や自営業で就業していた方が多く、母子家庭に比べ勤務が継続している状況にあり、就労収入も高くなっている。

しかし、母子家庭に比べ、困ったときの相談先がない割合が高く、施設等の利用や自立のために望むこととして、就学援助、児童扶養手当の拡充等に加え、相談体制の充実との回答が多くなっている。

また、困りごととして、母子家庭と同様に「家計（就労収入）」や「教育、進学（経済的理由）」が最も高くなっているが、そのほか、本人では「家事」、子どものことでは「食事・栄養」が多くなっており、家計面、就業面で困難という方が増えているほか、家事や子どもの養育等生活面での困難を抱える方も多く、子育て、家事及び就業の支援、さらには相談体制の拡充等が重要である。

寡婦については、困りごととして、「医療費が高い」が最も多くなっており、子育て後の経済的支援等が重要と思われる。

以上が、今回の調査における母子家庭、父子家庭、寡婦の方々のそれぞれの状況であるが、全体を通してみると、ひとり親家庭等に対する施策として、子育て、家事、仕事全般における

きめ細かな支援を通して自立を促進する必要性が従来以上に高まっており、また、こうした支援施策をより積極的に周知し、活用を進めることが重要であり、その取り組みにあたっては、関係機関をはじめ、地域におけるネットワークを通じて、それぞれがともに連携し、推進することが求められる。

母子家庭、父子家庭及び寡婦の皆様へ

アンケート調査ご協力のお願い！

大阪府では、母子及び父子並びに寡婦福祉法により、平成27年に策定した「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざし、これまで計画に基づく各種施策を進めてまいりました。

このたび、現行の計画が、平成31年度末(令和元年度末)に期間満了することなどを踏まえ、令和2年度以降のひとり親家庭及び寡婦福祉施策推進のよりどころとなる「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定することとしております。

つきましては、ひとり親家庭及び寡婦をめぐるさまざまな状況を踏まえ、自立を促進するための支援のあり方や今後の施策の方向性を計画に位置づけてまいりたいと存じますので、本調査にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、ご回答いただいた内容につきましては、計画策定以外の目的に利用いたしませんので、本調査の重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和元年8月

大阪府福祉部 子ども室

【ご記入に当たって】

- 本調査は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(かつて母子家庭の母で一番下のお子さんが20歳以上)の方を対象として、お聞きするものです。
- 調査票の各質問には、令和元年8月1日現在の状況でお答えください。
※ 各質問の後に、「ひとり親」、「母子家庭」または「寡婦」と明記しています。
「ひとり親」とある質問には、母子家庭及び父子家庭の方
「寡婦」とある質問には、寡婦の方のみ お答えください。
- 答えたくない質問については、ご回答いただかなくてもかまいません。
- 質問の回答は、当てはまるものの番号すべてに○を付けていただくものや、直接ご記入いただくものなどがあります。
- 記入が終わりましたら、本調査票を入手された窓口(お住いの市町村)等にご提出いただきますようお願いいたします。
- このアンケート調査についてのご質問は、下記へお問合せください。

大阪府 福祉部 子ども室 子育て支援課(電話:06-6944-7108)

お仕事についておたずねします

【問7】 「ひとり親家庭となる前」、「なった後」、「現在」のあなたのお仕事の変化について、おたずねします。それぞれ主に当てはまるものを1つ選んでください。
 寡婦の方は、母子家庭の時を振り返ってお書きください。

ひとり親 寡婦

	ひとり親家庭となる前	なった後(最初の仕事)	現在
就業形態	1. 正規の職員・従業員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 ()	1. 正規の職員・従業員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 ()	1. 正規の職員・従業員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 ()
			↓ 【問7-2】もお答えください。 ↓ 8. 働いていない ↘ 【問8】にお進みください。
職種	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()

【問7-2】 現在のお仕事の勤続年数は

ひとり親 寡婦

- ① 1年未満 ② 1～3年未満 ③ 3～5年未満
 ④ 5～10年未満 ⑤ 10年以上

【問7-3】 ひとり親となられたことを契機に、転職をしましたか

ひとり親 寡婦

- ① 転職した ② 転職していない

↓
【問7-4もお答えください。】

【問8-4】 問8で、②働くことは考えていないと回答された方にお聞きします。
働いておられない（働くことができない）理由は何ですか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

- ① 保育に関する支援が不足しているから
- ② 子どもの面倒を見たいから
- ③ 家族の面倒を見る(介護する)必要があるから
- ④ 病気・病弱などで働けないから
- ⑤ 求職中だが採用されないから
- ⑥ 職業訓練・技術等の習得中だから
- ⑦ 収入面で条件の合う仕事がないから
- ⑧ 時間面で条件の合う仕事がないから
- ⑨ 仕事に必要な知識や資格がないから
- ⑩ 高齢のため働けないから
- ⑪ 仕事をする気持ちが起らないから
- ⑫ 働く必要がないから
- ⑬ その他()

【問9】 問7で、現在、お仕事をされていると回答された方(就業形態1~7のいずれかに○をつけられた方)にお聞きします。
現在のお仕事から、転職する希望はありますか。

ひとり親 寡婦

- ① 現在の仕事を続けたい
- ② 仕事を变えたい → 【問9-2、問9-3もお答えください。】

【問9-2】 問9で、②仕事を变えたいと回答された方にお聞きします。
就業にあたって、どのような就業形態を希望されますか。
問7の就業形態欄の中から、あてはまる番号をご記入ください。

ひとり親 寡婦

(番号)

【問9-3】 転職を考慮する際、次の項目はどの程度重要ですか。（該当する枠に○）

ひとり親 寡婦

	大変重要	重要	重要ではない	全く重要でない
1 時給・給与が高い				
2 正規の職員・従業員になれる				
3 事業所内保育や手当など保育に関する支援が充実している				
4 資格・技能を活かせる				
5 時間的に融通が利く (勤務日や勤務時間など)				
6 自宅から職場が近い				
7 人間関係など職場の雰囲気が良い				

【問10】 現在又は直近の求職・転職活動において何か問題はありましたか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

- ① どこに相談していいかわからない
- ② 気軽に利用できる相談先がない
- ③ 子どもの面倒を見てもらう手立てがつかない
- ④ 自分に適した職がわからない
- ⑤ 求職しているが条件にあった求人がない
- ⑥ 求人や正規雇用そのものがない(少ない)
- ⑦ 資格・技能が合わない
- ⑧ 職務経験が少ない
- ⑨ ひとり親家庭(寡婦)であることを問題視される
- ⑩ 特に問題はなかった
- ⑪ 求・転職したことはない
- ⑫ その他()

収入と養育費・面会交流についておたずねします

【問14】 あなたの世帯ではどのような収入がありますか。（当てはまるもの全てに○） ひとり親 寡婦

- ① あなたの就労収入 ② 家族の就労収入 ③ 児童扶養手当 ④ 児童手当
 ⑤ 年金 ⑥ 親・親戚からの援助 ⑦ 養育費 ⑧ 生活保護費
 ⑨ 家賃等収入 ⑩ その他()

【問15】 あなたの平成30年（1月～12月）の年間総収入（税込み）はいくらでしたか。 ひとり親 寡婦

- ① 100万円未満 ② 100～150万円未満 ③ 150～200万円未満
 ④ 200～250万円未満 ⑤ 250～300万円未満 ⑥ 300～350万円未満
 ⑦ 350～400万円未満 ⑧ 400～450万円未満 ⑨ 450～500万円未満
 ⑩ 500～550万円未満 ⑪ 550～600万円未満 ⑫ 600万円以上

【問15-2】 あなたの年間総収入（問15の回答）のうち、就労による収入はいくらですか。 ひとり親 寡婦
 （問15の中から当てはまる番号をご記入ください）

()

【問16】 あなたは現在までの間に、貸付（融資）制度を利用されましたか。 ひとり親 寡婦

- ① ない ② 母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金）を利用した
 ③ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）を利用した ④ 母子父子寡婦福祉資金（生活資金）を利用した
 ⑤ 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）を利用した ⑥ 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）を利用した
 ⑦ 母子父子寡婦福祉資金（その他の資金）を利用した
 ⑧ 母子父子寡婦福祉資金以外の民間金融機関等のローンを利用した

問3で「①死別」「⑧行方不明」「⑨その他」に回答の方、寡婦の方は、問20にお進みください。

【問17】 離婚や未婚による理由で、ひとり親家庭になられた方にお聞きします。 ひとり親
 あなたは養育費をいくら位受け取っていますか。

- ① 受け取っている（月平均 円） ② 時々受け取っている（1回 円）
 ③ 受け取っていない → 【問17-2もお答えください。】

【問17-2】 受け取っておられない方にお聞きします。 ひとり親
 その理由は何ですか。（当てはまるもの全てに○）

- ① 自分の収入で経済的に問題なかったから ② 相手方との交渉がわずらわしかったから
 ③ 相手に支払う意思がなかったから ④ 相手に支払う資力がなかったから
 ⑤ 養育費を請求できると思わなかったから ⑥ 子どもを引き取った方が負担するものと思っていたから
 ⑦ 交渉がまとまらなかったから ⑧ 現在交渉中、又は今後交渉予定であるから
 ⑨ 相手から身体的・精神的暴力を受けたから ⑩ 相手と関わりたくないから
 ⑪ その他()

【問18】 養育費について、どんな取り決めをしていますか。

ひとり親

- ① 公正証書等で取り決めをしている ② 口頭又は私的書面で取り決めをしている
③ 家庭裁判所の調停 ④ 裁判による判決
⑤ 取り決めしていない

→ 【問18-2、問18-3
もお答えください。】

【問18-2】 取り決めの際、専門家に相談されましたか。

ひとり親

- ① 相談した ② 相談していない

【問18-3】 取り決めは守られていますか。

ひとり親

- ① 守られている ② 額や期間など一部守られていない ③ 全く守られていない

→ 【問18-4も
お答えください。】

【問18-4】 取り決めが守られていないことに対して、何か行動されていますか。

ひとり親

- ① 相手方と協議している ② 養育費相談支援センターなど、相談機関・窓口相談している
③ 法的措置を取っている ④ 特に何も行動していない ⑤ その他()

↓
【問18-5もお答えください。】

【問18-5】 特に何も行動しておられない方にお聞きます。
その理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

ひとり親

- ① 対応する時間がないから ② 対応の方法がわからないから
③ 自分の収入で経済的に問題なくなったから ④ 相手方との交渉がわずらわしいから
⑤ 相手に支払う意思がなくなったから ⑥ 相手に支払う資力がなくなったから
⑦ 相手から身体的・精神的暴力を受けたから ⑧ 相手と関わりたくないから
⑨ その他()

【問19】 配偶者と離別した方にお聞きます。離別した相手との間でお子さんの
面会交流の取り決めをしていますか。

ひとり親

- ① 取り決めをしている(文書あり) ② 取り決めをしている(文書なし) ③ 取り決めしていない

【問19-2】 面会交流の実施状況について、当てはまるものに○をつけてください。

ひとり親

- ① 現在、面会交流を行っている ② 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
③ 面会交流は行っていない

↓
【問19-3もお答えください。】

【問19-3】 面会交流を行っている方(上記、問19-2で①、②に○をつけられた方)にお聞きます。
面会交流の頻度について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

ひとり親

- ① 月2回以上 ② 月1回以上2回未満 ③ 2～3月に1回以上
④ 4～6月に1回以上 ⑤ 1年に1回以上 ⑥ その他()

お住まいについておたずねします

【問20】 「ひとり親家庭となる前」、「なった後」、「現在」のあなたのお住まいの変化についておたずねします。それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。寡婦の方は、母子家庭の時を振り返ってお書きください。

ひとり親 寡婦

	ひとり親家庭となる前	なった後(最初の住まい)	現在
形態	1. 民間賃貸住宅 2. 府営住宅・市町村営住宅 3. 公団・公社賃貸住宅 4. 親や親族の家に同居 5. 社宅・社員寮 6. 持ち家(マンション含む) 7. その他()	1. 民間賃貸住宅 2. 府営住宅・市町村営住宅 3. 公団・公社賃貸住宅 4. 親や親族の家に同居 5. 社宅・社員寮 6. 持ち家(マンション含む) 7. その他()	1. 民間賃貸住宅 2. 府営住宅・市町村営住宅 3. 公団・公社賃貸住宅 4. 親や親族の家に同居 5. 社宅・社員寮 6. 持ち家(マンション含む) 7. その他()

【問20-2】 問20で、現在、賃貸の住宅と答えられた方（形態の1～3のいずれかに○をつけられた方）にお聞きします。1ヶ月の家賃はいくらですか。

ひとり親 寡婦

また、親や親族の家に同居と回答された方で、親や親族に対し、家賃相当の金銭的な負担をされている方は、その金額について、下記の当てはまるものに○をつけてください。

- ① 5千円未満 ② 5千円～1万円未満 ③ 1万円～2万円未満 ④ 2万円～3万円未満
 ⑤ 3万円～4万円未満 ⑥ 4万円～5万円未満 ⑦ 5万円～7万円未満 ⑧ 7万円～9万円未満
 ⑨ 9万円以上

【問20-3】 住居を探すときや入居のときに何か困ったことがありましたか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

- ① 家賃が高い ② 希望の場所に物件がない ③ 保証金等が確保できない
 ④ 連帯保証人が見つからない ⑤ 入居できる賃貸住宅の情報が不足している
 ⑥ 府営住宅等の中々入れない ⑦ その他() ⑧ 特に困ったことはない

生活全般・各種制度についておたずねします

【問21】 ご自身及びお子さんのことで、困っていることはありますか。（当てはまるもの全てに○）

ひとり親 寡婦

【ご自身のことでの困りごと】

- ① 住居(家賃が高い) ② 住居(狭いなど住環境が悪い) ③ 家計(就労収入が少ない)
 ④ 家計(児童扶養手当が少ない) ⑤ 家計(年金が少ない) ⑥ 家計(養育費が少ない)
 ⑦ 仕事(時給・給与が低い) ⑧ 仕事(雇用が不安定) ⑨ 家事
 ⑩ 健康 ⑪ 医療費が高い ⑫ 親族の介護・健康 ⑬ 元配偶者からの身体的・精神的な暴力
 ⑭ その他() ⑮ 特に悩みはない

【お子さんのことでの困りごと】

- ① しつけ ② 教育・進学(経済的理由) ③ 教育・進学(その他の理由) ④ 就職
 ⑤ 非行・問題行動 ⑥ 不登校・ひきこもり ⑦ 健康 ⑧ 食事・栄養
 ⑨ 結婚問題 ⑩ その他()
 ⑪ 特に悩みはない

【問22】 不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがありますか。下記の当てはまるもの1つに○をつけてください。

ひとり親 寡婦

- ① よくある ② 時々ある ③ ほとんどない ④ ない

【問23】 困ったことがあるとき、どなたに相談されますか。(当てはまるもの全てに○)

ひとり親 寡婦

- ① 家族・親戚 ② 友人・知人 ③ 近所・自治会役員等 ④ 職場の人
 ⑤ 民生委員児童委員 ⑥ 市役所・役場 ⑦ 母子・父子自立支援員 ⑧ 母子父子福祉推進委員
 ⑨ 母子寡婦福祉会 ⑩ NPO法人等 ⑪ その他() ⑫ 相談先がない

【問24】 次の施設や制度のうち、あなたをご存知のもの、ご存知でないもの、及びそれらのうち今後(も)利用したいものはどれですか。当てはまるものに○を入れてください。

ひとり親 寡婦

	知らなかった	知っている (いずれか1つに○)			今後(も)利用したい
		利用したことがある	内容も知っている	聞いたことがある	
1. マザーズハローワーク・マザーズコーナー					
2. 養育費相談支援センター					
3. 職業能力形成システム(ジョブカード制度)					
4. 生活困窮者自立支援制度					
5. 母子・父子福祉センター					
6. 母子家庭等就業・自立支援センター					
7. 母子・父子自立支援員					
8. 母子父子福祉推進委員					
9. 母子父子寡婦福祉資金の貸付					
10. ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金					
11. ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金					
12. 母子・父子自立支援プログラム策定事業					
13. ひとり親家庭等日常生活支援事業					
14. 母子生活支援施設					
15. 福祉世帯向け公営住宅					
16. ファミリー・サポート・センター事業					
17. 一時保育事業					
18. 子育て短期支援事業					
19. 親ガイダンス(子の福祉への配慮の取組)					

【問24-2】 問24に例示する施設や制度等の情報は主にどこでお知りになりましたか。

ひとり親 寡婦

- ① 家族・親戚 ② 友人・知人 ③ 市役所・役場 ④ 母子・父子自立支援員
 ⑤ 母子父子福祉推進委員 ⑥ 母子寡婦福祉会 ⑦ NPO法人・民間団体
 ⑧ インターネット ⑨ 広報誌 ⑩ その他()

【問24-3】 施設や制度の利用に際し、どのようなことを望まれますか。(望まれるもの3つまでに○をつけてください)

ひとり親 寡婦

- ① 気軽に相談できる場所や相談体制の拡充 ② 夜間・土日祝日など相談や窓口開設時間の拡充
 ③ 子育てや就労など専門相談窓口の拡充 ④ 各種制度・サービスに関する広報の拡充
 ⑤ 当事者同士で情報交換・相談ができる場の拡充 ⑥ 手続きの簡素化や電子化などによる負担の軽減
 ⑦ 自立支援員等窓口担当者の知識、技能の向上 ⑧ その他()

【問25】 あなた自身が自立や生活の安定を図るためには、どのような支援策を望まれますか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 気軽に相談できる場所や相談体制の充実 | ② 夜間・土日祝日における相談体制の拡充 |
| ③ 子育てに関する相談窓口の拡充 | ④ 就労に関する情報提供・相談窓口の拡充 |
| ⑤ 当事者同士で情報交換・相談ができる場の充実 | ⑥ 各種制度・サービスに関する広報の充実 |
| ⑦ 保育所優先入所の推進、延長・休日・一時保育の充実 | ⑧ 病(後)児保育の充実 |
| ⑨ 年金・児童扶養手当の拡充 | ⑩ 児童扶養手当の所得要件を本人のみに限定するなど要件緩和 |
| ⑪ 子どもの就学援助の拡充 | ⑫ 子どもの学習支援
〔 学習支援ボランティアの派遣等、
学校外での学習機会の提供 〕 |
| ⑬ 正規雇用での就労機会の拡充 | ⑭ 母子家庭の母等の雇用を促進する企業への支援 |
| ⑮ 職業訓練・受講料補助など経済的支援の拡充 | ⑯ 職業訓練や技能講習など機会の充実 |
| ⑰ 家事・子育て援助ヘルパー等の充実 | ⑱ 医療費負担の軽減 |
| ⑲ 公営住宅の増設・優先入居の推進 | ⑳ ひとり親家庭等の人権施策の推進 |
| ㉑ その他
〔

〕 | |

【問26】 このたびは、お忙しい中、本調査にご協力を頂き、ありがとうございました。日ごろ、感じておられることなどがございましたら、ご自由にお書きください。

ひとり親 寡婦